

はじめに



我が国の自殺者数は、平成10年から14年連続して年間3万人を超える高い水準が続きましたが、平成18年に「自殺対策基本法」が制定され、国を挙げて総合的に自殺対策を推進するようになった結果、個人の問題とされてきた自殺は社会の問題として捉えられ、自殺者数は減少し続け、令和元年には2万169人と統計開始以来最小となりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活環境の変化などの影響により、令和2年には再び増加傾向に転じております。

本市においても、平成31年3月に「第1次十和田市自殺対策計画」を策定し、全ての市民がかけがえのない個人として尊重され、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて取り組んでまいりました。また、安全・安心なまちを実現するためのセーフコミュニティの活動においても、行政と市民の協働により、自殺対策を重点的に取り組んでまいりました。その結果、本市の自殺者数は、令和2年に一時的に増加したものの、年々減少傾向にあります。しかしながら、自殺死亡率は国や県と比較すると高い傾向にあり、更なる取り組みの推進が求められている状況であります。

こうしたことから、第1次計画における取り組みの成果や課題を整理し、また、近年の社会環境の変化等を踏まえ、令和11年度までの6か年を計画期間とする「第2次十和田市自殺対策計画」を策定しました。

本計画では、「生きる支援」に関連する地域のあらゆる事業について、各関係機関・団体等と連携・協働のもと、生きることへの包括的な支援を推進することで、市民の皆様が生きがいを持ち、地域で安心して暮らすことができる「誰も自殺に追い込まれることのない十和田市」の実現を目指します。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました十和田市生涯健康づくり推進協議会並びに十和田市セーフコミュニティ推進懇談会の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係機関・団体の皆様や、貴重なご意見、ご提言を賜りました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和6年3月

十和田市長 小山田 久

目 次

第1章 第2次十和田市自殺対策計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
	（1）法制度や他計画等の関係	1
	（2）SDGsとの関係	2
3	計画期間	2
4	基本理念	2
5	計画の数値目標	4

第2章 十和田市における自殺に関する統計等

1	十和田市の自殺の現状	5
	（1）自殺死亡率・自殺者数の年次推移	5
	（2）性別・年代別自殺死亡者数	6
	（3）自殺の原因・動機	6
	（4）自殺者における未遂歴の状況	7
	（5）自損行為による搬送状況の年次推移	7
	（6）生活状況別の自殺者割合・自殺死亡率	8
	（7）60歳以上の自殺の状況	8
	（8）有職者の自殺の状況	9
2	十和田市の自殺者の特徴	9
3	市民のこころの健康に関する状況	10
	（1）健康と暮らしの調査	10
	（2）健康づくりに関するアンケート調査	10
	（3）エジンバラ産後うつスクリーニング結果	11

第3章 第1次計画における自殺対策の取り組み評価

1	第1次計画の評価	12
2	評価指標の達成状況	12
3	自殺対策における今後の課題	13

第4章 自殺対策の基本方針

1	生きることの包括的支援として推進	16
2	関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開	16
3	対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動	16
4	実践と啓発を両輪として推進	16
5	関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進	17
6	自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮	17

第5章 自殺対策における取り組み

1	施策体系	18
2	基本施策	19
	（1）地域におけるネットワークの強化	19
	（2）自殺対策を支える人材の育成	20
	（3）市民・企業等への啓発と周知	21
	（4）生きることの促進要因への支援	23
	（5）児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進	26
3	重点施策	27
	（1）高齢者対策	27
	（2）生活困窮者対策	31
	（3）勤務・経営問題対策	33
4	生きる支援関連施策	34

第6章 計画の推進体制

1	計画の周知	44
2	推進体制	44
	（1）十和田市自殺対策推進本部	44
	（2）地域のネットワーク組織との連携	44
	（3）十和田市セーフコミュニティとの連動	44
3	進行管理	45

〈資料〉

1	十和田市自殺対策推進本部設置要綱	46
2	自殺対策基本法	47

第1章 第2次十和田市自殺対策計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者は、平成10年に急増し3万人を超え、その後も14年にわたり3万人前後での推移が続きました。このような状況を受け、国は平成18年に自殺対策基本法を制定するとともに、翌平成19年には国の自殺対策の指針となる自殺総合対策大綱を制定しました。国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺は広く社会的な問題と認識されていき、自殺者数は平成22年に3万人を下回り、以降、減少傾向に転じました。

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、国は平成28年に自殺対策基本法を改正し、全ての自治体に自殺対策計画策定を義務付けたことから、本市においても平成31年3月に「十和田市自殺対策計画」を策定し、自殺対策を総合的に取り組んできたところです。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で状況に変化が生じ、令和2年には全国で総数において11年ぶりに前年を上回りました。

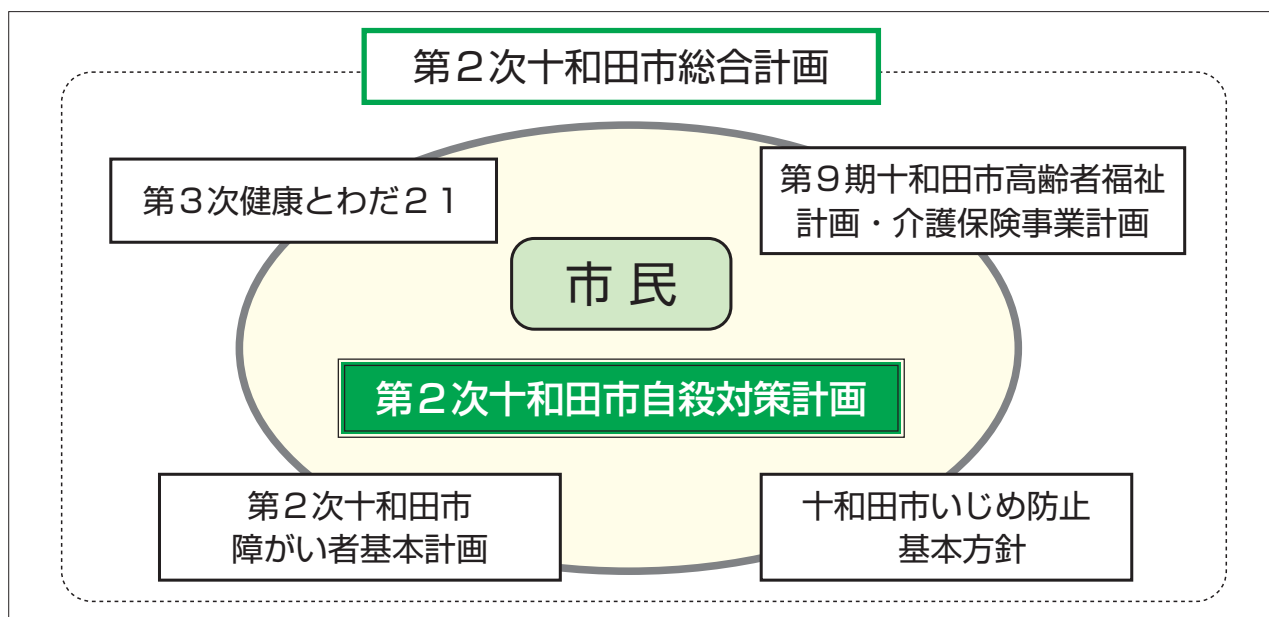
このような背景から、令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱や、本市におけるこれまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、更なる自殺対策の推進を図ることを目的として、この度「第2次十和田市自殺対策計画」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

(1) 法制度や他計画等の関係

本計画は平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、上位計画である「第2次十和田市総合計画」をはじめ、関連計画等との整合性を図ります。さらに、セーフコミュニティの推進における自殺予防分野の取り組みと補完し合うものです。



(2) SDGsとの関係

SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題であり、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、環境・経済・社会の三側面の統合的取り組みに重点が置かれ、地方自治体も含んだ幅広い関係者の連携が重視されています。

本計画の上位計画である「第2次十和田市総合計画」において、SDGsの視点を取り入れ、各施策を推進することで、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりに向けて取り組んでいることから、本計画においても特に関連のある「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」を念頭に、目標達成を目指します。



3 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

4 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない十和田市

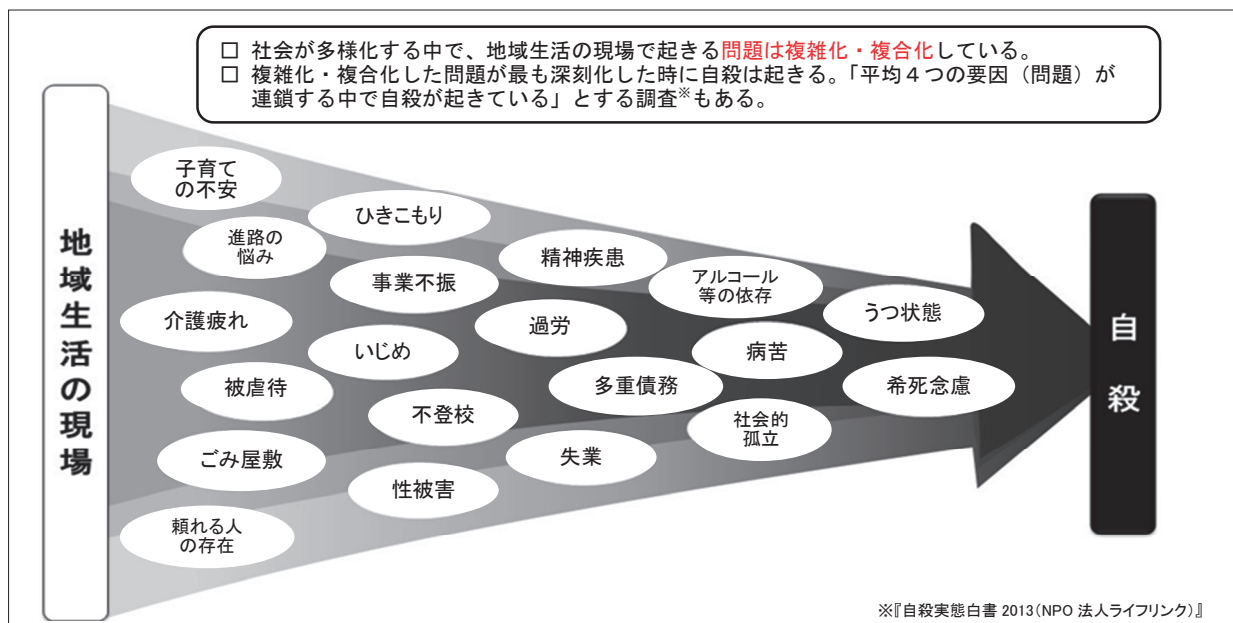
自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割の喪失感や、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

自殺対策基本法では、第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのでき

る社会の実現に寄与することを目的とする」とうたっています。また、第2条では、基本理念として自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施される必要があることが示されています。

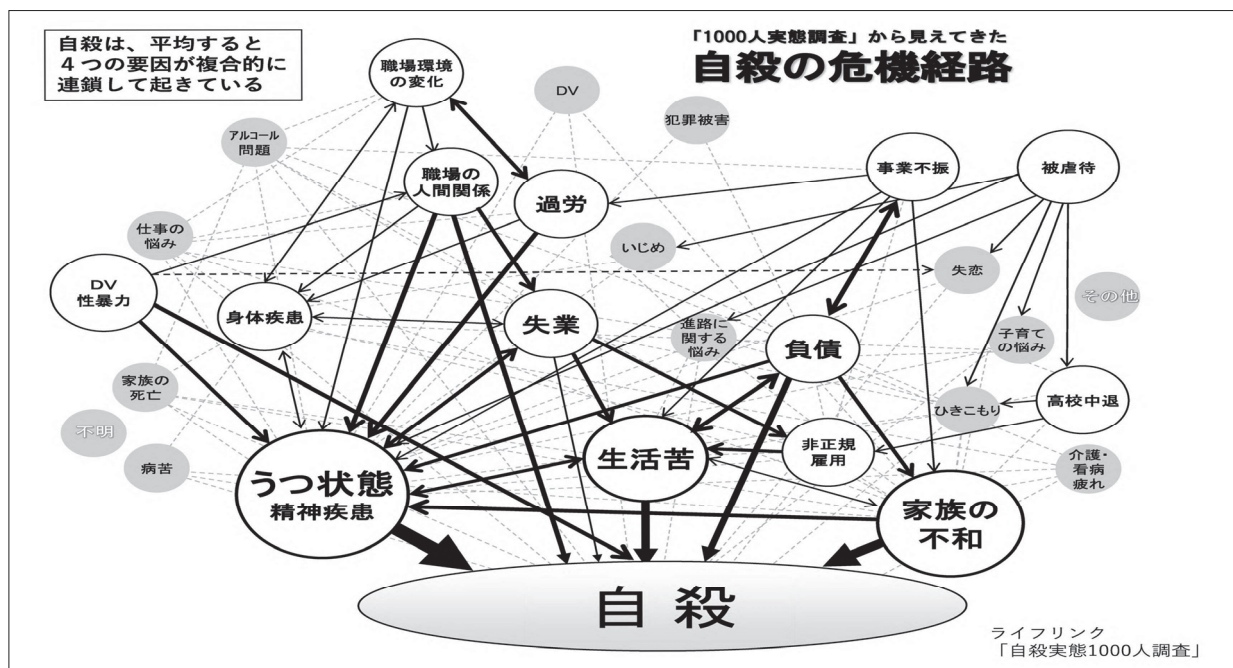
このことから、全ての市民がかけがえのない個人として尊重される十和田市となるよう、生きることの包括的な支援として総合的に自殺対策を推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない十和田市」の実現を目指します。

図 1-1 「自殺の危機要因」イメージ図



出典：厚生労働省

図 1-2 背景にある主な自殺の危機経路



出典：NPO法人ライフリンク

5 計画の数値目標

国の自殺総合対策大綱では、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万対）を平成27年と比べて30%以上減少させ、13.0以下とすることを目標として定めています。

こうした国の方針を踏まえ、本市では第1次計画において、計画終了時に令和5年までに自殺死亡率21.0以下を目指すこととしていましたが、令和3年の人口動態統計では、本市は23.5となっており、目標の達成は難しい状況です。

このような状況から、引き続き令和8年までに18.1以下を目標とし、さらに令和8年以降も同様に年0.78ずつ減少させ、本計画終了時の令和11年までに15.8以下とすることを目指します。

ただし、国の目標は令和8年で設定されていることから、途中で新たに国から考え方が示された場合には、必要に応じて目標数値の見直しを検討します。

	平成 24 年～28 年 (調整平均値)	令和 8 年	令和 11 年
自殺死亡率 (人口 10 万対)	25.9	18.1 以下	15.8 以下

※評価にあたっては、原則として最終評価年度の達成状況により評価することとしますが、計画期間中の数値の変動が大きい場合には、各年の達成状況も勘案して評価することとします。

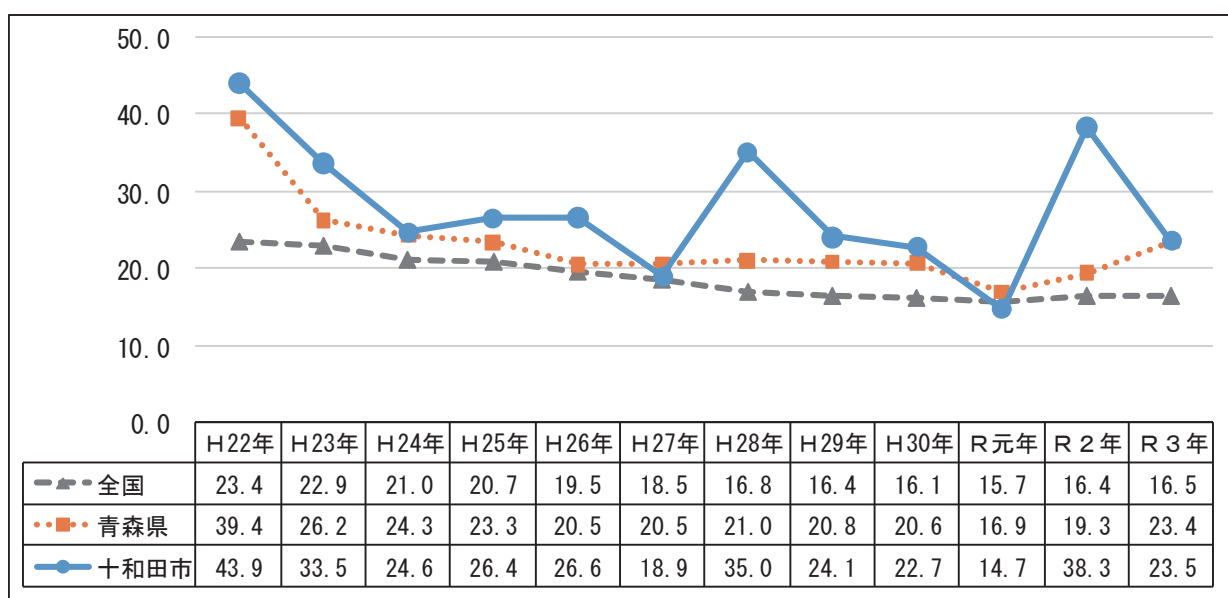
1 十和田市の自殺の現状

(1) 自殺死亡率・自殺者数の年次推移

自殺死亡率は年々減少傾向にあり、令和元年には全国や青森県を下回りましたが、令和2年に一時的に上昇し、令和3年には再び減少しています。

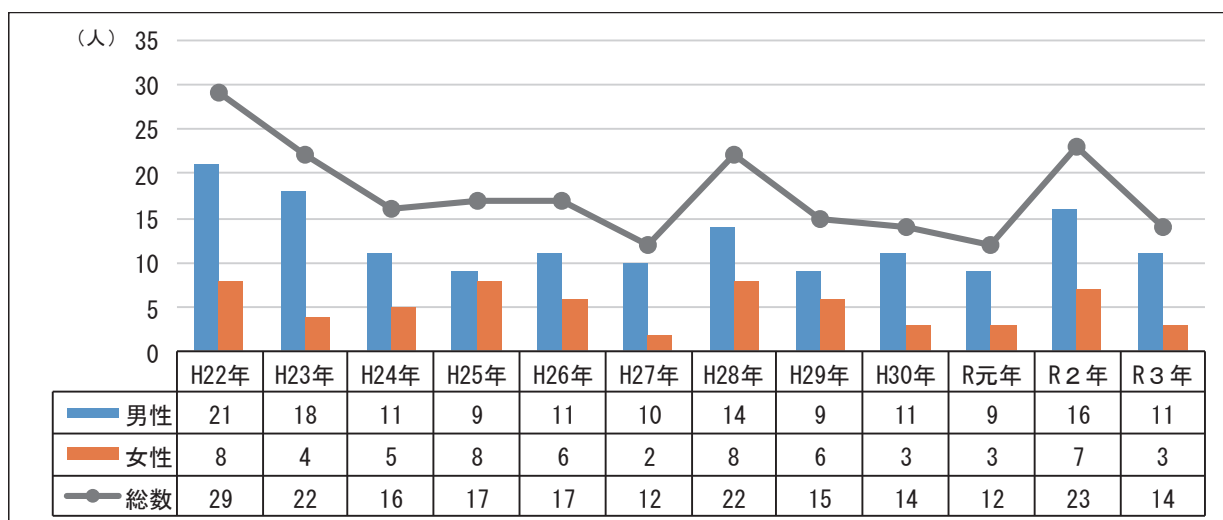
全ての年において、女性より男性の自殺者数が多くなっています。

図2-1 自殺死亡率の年次推移（人口10万対）



出典：人口動態統計（厚生労働省）

図2-2 自殺死亡者数の年次推移



出典：人口動態統計（厚生労働省）

(2) 性別・年代別自殺死亡者数

性別・年代別に自殺者数をみると、男性では幅広い世代で自殺が発生しており、女性では60歳代以降の年代で自殺者が多くなっています。20歳未満を除く全ての年代において、女性より男性の自殺者が多く、男性女性ともに70歳代が最も多くなっています。

図2-3 性別・年代別自殺死亡者数（H30年～R4年合計）

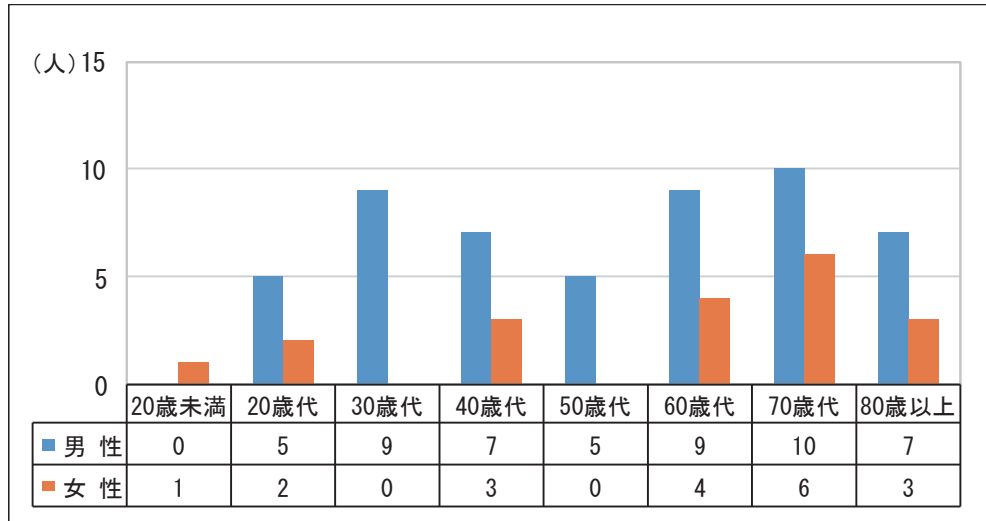


表2-1

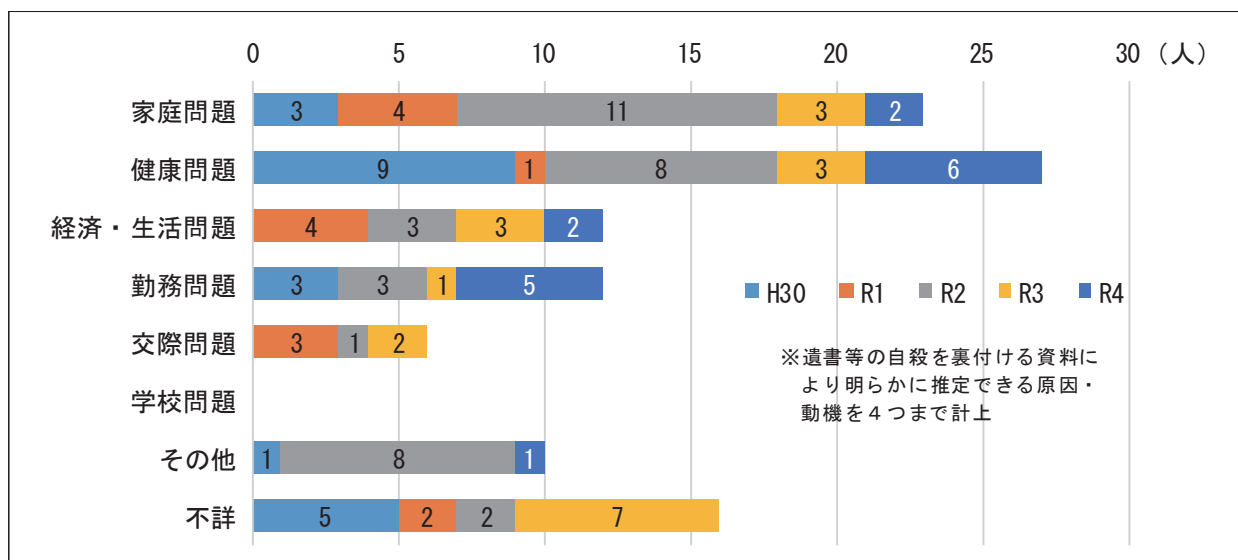
合 計	
男性	52人 (73%)
女性	19人 (27%)

出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(3) 自殺の原因・動機

全体では「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」、「経済・生活問題」、「勤務問題」となっています。

図2-4 自殺の原因・動機（H30年～R4年合計）



出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

（４）自殺者における未遂歴の状況

自殺者のうち過去に自殺未遂歴がある割合は、平成29年から令和3年の合計で13.8%となっています。

表2-2 自殺者における未遂歴の状況

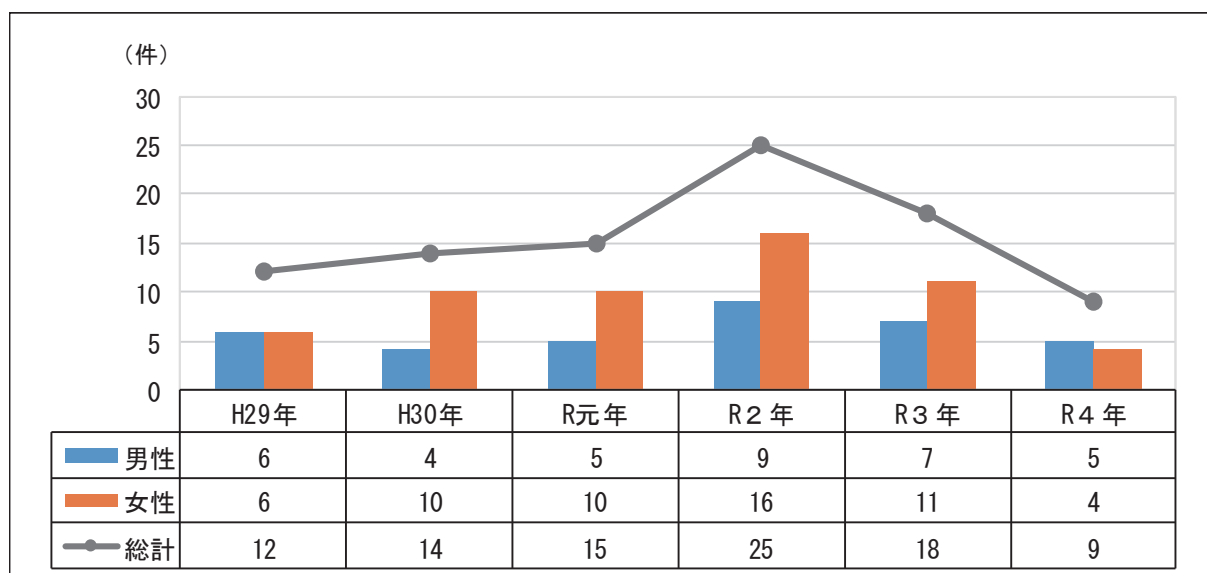
未遂歴	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	H29～R3年 合計			
						自殺者数	割合	青森県割合	全国割合
あり	5	3	1	2	0	11	13.8%	14.2%	19.4%
なし	14	10	7	17	13	61	76.3%	65.3%	62.3%
不詳	0	3	0	3	2	8	10.0%	20.5%	18.3%
合計	19	16	8	22	15	80	100%	100%	100%

出典：地域自殺実態プロファイル2022（自殺総合対策推進センター）

（５）自損行為による搬送状況の年次推移

搬送数は年々増加傾向にあり、令和2年には26件ありましたが、その後は減少しています。男女別にみると、男性より女性の搬送数が多い傾向にあります。

図2-5 自損行為による搬送状況の年次推移

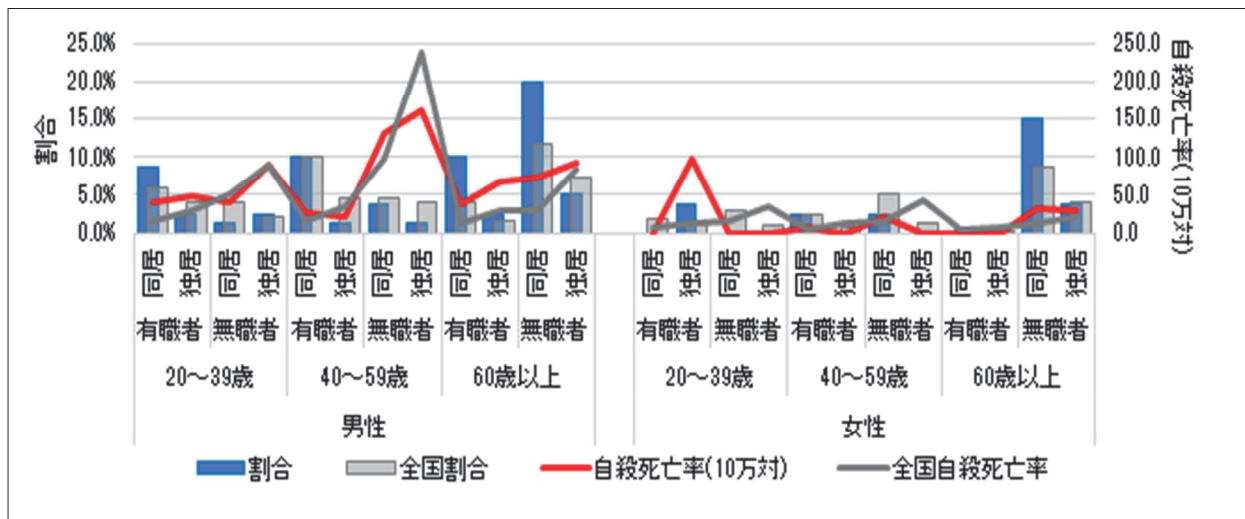


出典：まちづくり支援課提供資料

(6) 生活状況別の自殺者割合・自殺死亡率

生活状況別（性別・年齢階級・職業の有無・同居人の有無）の自殺者の割合では、男女とも60歳以上の無職者で同居人有が最も高く、自殺死亡率では、男性は40～59歳の無職者で独居、女性は20～39歳の有職者で独居が最も高くなっています。

図2-6 生活状況別自殺者割合・自殺死亡率（H29年～R3年合計）



出典：地域自殺実態プロフィール2022（自殺総合対策推進センター）

(7) 60歳以上の自殺の状況

60歳以上の自殺について、性別・年代別・同居人の有無別にみると、全国との比較では、男性では全ての年代で同居人有の割合が高く、女性では80歳以上で同居人有の割合が高くなっています。

表2-3 60歳以上の自殺の内訳（H29年～R3年合計）

性別	年代別	同居人の有無 (人数)		同居人の有無 (割合)		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	9	3	20.0%	6.7%	14.0%	10.4%
	70歳代	8	2	17.8%	4.4%	15.0%	8.0%
	80歳以上	7	1	15.6%	2.2%	11.5%	5.0%
女性	60歳代	1	1	2.2%	2.2%	8.7%	2.8%
	70歳代	7	0	15.6%	0.0%	9.1%	4.3%
	80歳以上	4	2	8.9%	4.4%	6.9%	4.3%
合 計		45		100%		100%	

出典：地域自殺実態プロフィール2022（自殺総合対策推進センター）

(8) 有職者の自殺の状況

有職者における、「自営業・家族従業者」と「被雇用者・勤め人」の内訳は、「自営業・家族従業者」が33.3%、「被雇用者・勤め人」が66.7%となっています。

表2-4 有職者別自殺者数と割合（H29年～R3年合計）※性・年齢・同居の有無の不詳を除く

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	11	33.3%	17.5%
被雇用者・勤め人	22	66.7%	82.5%
合計	33	100%	100%

出典：地域自殺実態プロフィール2022（自殺総合対策推進センター）

2 十和田市の自殺者の特徴

生活状況別（性別・年齢階級・職業の有無・同居/独居）の上位5区分をみると、自殺者に占める割合が最も高いのは、「男性・60歳以上・無職・同居」の区分となっています。その自殺に至る主な危機経路として、失業（退職）からの生活苦に、介護の悩み（疲れ）、身体疾患等が加わることでより自殺に至っています。

表2-5 十和田市の主な自殺者の特徴（H29年～R3年合計）

	上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位	男性60歳以上 無職同居	16	20.0%	74.1	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋ 身体疾患→自殺
2位	女性60歳以上 無職同居	12	15.0%	31.1	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位	男性60歳以上 有職同居	8	10.0%	38.8	①【労働者】身体疾患＋介護疲れ→アルコール 依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金＋介護疲れ→ うつ状態→自殺
4位	男性40～59歳 有職同居	8	10.0%	25.7	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事 の失敗→うつ状態→自殺
5位	男性20～39歳 有職同居	7	8.8%	41.1	職場の人間関係／仕事の悩み（ブラック企業）→ パワハラ＋過労→うつ状態→自殺

出典：地域自殺実態プロフィール2022（自殺総合対策推進センター）

※区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としています。

*自殺死亡率の人口（母数）は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基に自殺総合対策推進センター（JSCP）にて推計したものです。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもので、自殺者の特性別にみて代表的と考えられる経路の一例を示しています。（記載の経路が唯一のものではない）

3 市民のこころの健康に関する状況

(1) 健康と暮らしの調査（自殺関連項目抜粋）

65歳以上の市民を対象にした「健康と暮らしの調査」（令和4年度）によると、「今までの人生の中で、本気で死にたいと考えたことがある」と回答した人の割合は7.7%（最近1年以内・1年以上前合計）、「今までに死のうとしたことがある」と回答した人の割合は5.3%でした。

図2-11 自殺念慮の有無（N=3,734）

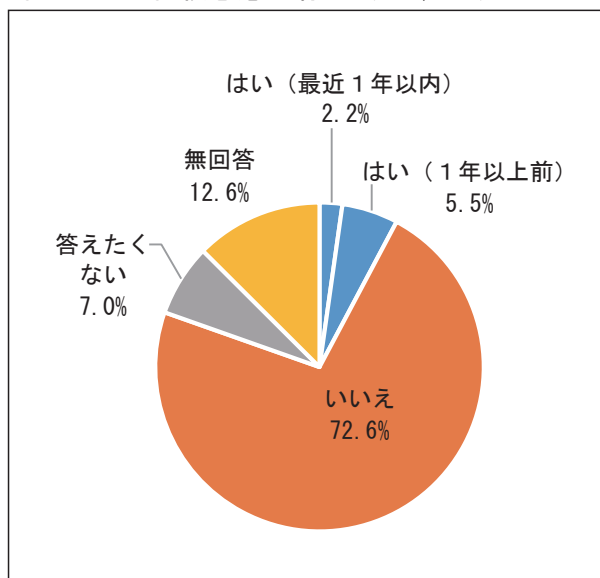
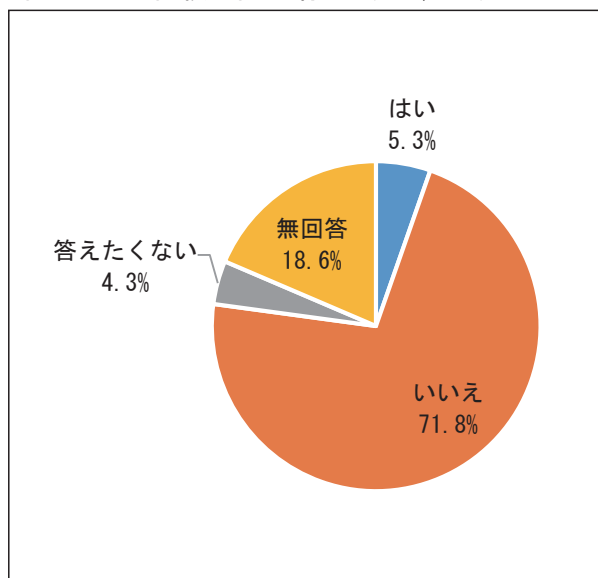


図2-12 自殺企図の有無（N=3,734）

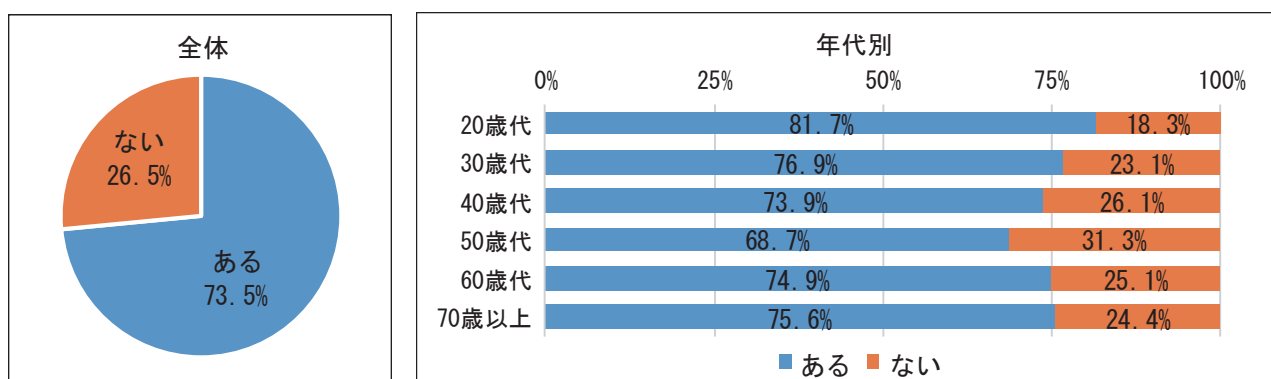


出典：令和4年度「健康と暮らしの調査」（高齢介護課）

(2) 健康づくりに関するアンケート調査（こころの健康づくり関連項目抜粋）

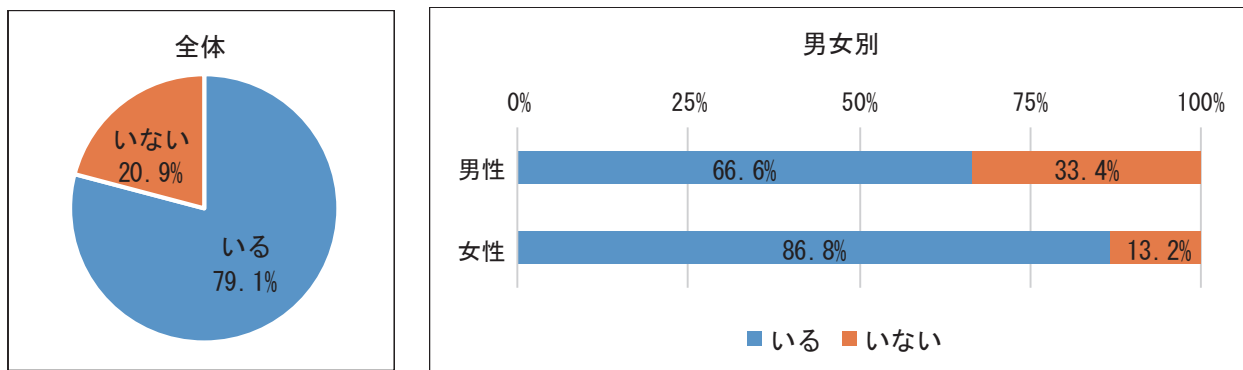
令和4年度に実施した市民対象の「健康づくりに関するアンケート」によると、ストレスの解消法がある人の割合は全体では73.5%でしたが、年代別でみると50歳代が低く、全体を下回っています。また、「心配ごとや悩みを聞いてくれる人がいる」と回答した人の割合は、全体では79.1%でしたが、男女で差がみられ、女性86.8%に対して男性は66.6%と低い状況です。

図2-9 自分なりのストレス解消法の有無（N=2,361）



出典：令和4年度アンケート調査結果

図 2-10 心配ごとや悩みを聞いてくれる人の有無 (N=2,394)

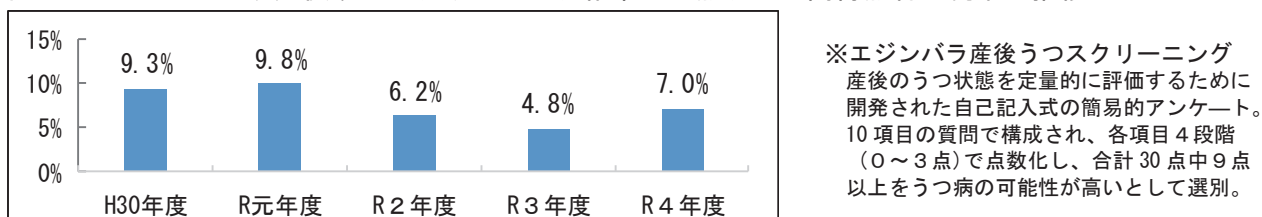


出典：令和4年度アンケート調査結果

(3) エジンバラ産後うつスクリーニング※結果

妊婦訪問や乳児家庭全戸訪問で妊産婦等を実施しているエジンバラ産後うつスクリーニング結果では、産後うつが疑われる高得点者（9点以上）の出現率は増減して推移しており、令和4年度は7.0%となっています。全年代において6～8%の高得点者がおり、その背景として初産婦や核家族に高得点者が多くみられます。

図 2-6 エジンバラ産後うつスクリーニング結果で9点以上の高得点者出現率の推移



※エジンバラ産後うつスクリーニング
産後のうつ状態を定量的に評価するために開発された自己記入式の簡易的アンケート。10項目の質問で構成され、各項目4段階（0～3点）で点数化し、合計30点中9点以上をうつ病の可能性が高いとして選別。

出典：乳児家庭全戸訪問指導実績（健康増進課資料）

図 2-7 令和4年度 年代別エジンバラ産後うつスクリーニング結果

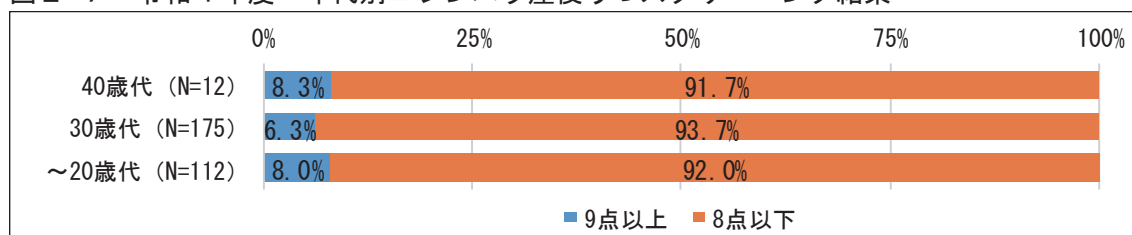
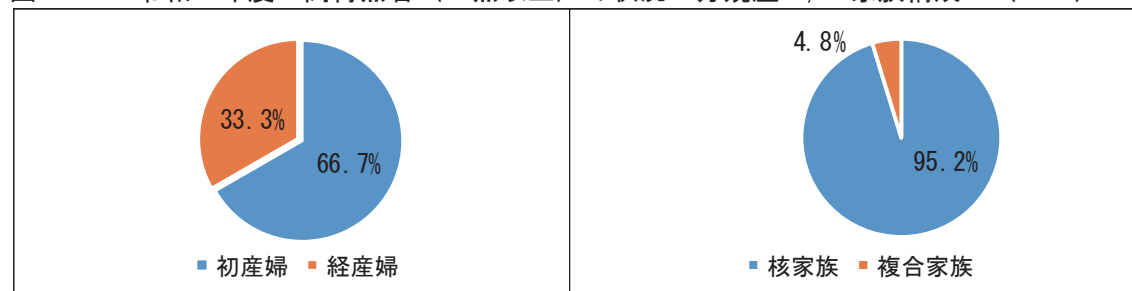


図 2-8 令和4年度 高得点者（9点以上）の状況 分娩歴 / 家族構成 (N=21)



出典：令和4年度乳児家庭全戸訪問指導実績（健康増進課資料）

第3章

第1次計画における自殺対策の取り組み評価

1 第1次計画の評価

本市では、平成30年度に策定した十和田市自殺対策計画（第1次）において、以下の3つの基本施策と5つの重点施策で取り組みを推進してきました。

計画終了時の令和5年までに自殺死亡率21.0以下を目指すこととしてきましたが、令和3年は23.5となっており、目標の達成は難しい結果となりました。

【基本施策】

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 市民・企業等への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

【重点施策】

- (1) 高齢者対策
- (2) 生活困窮者対策
- (3) 壮年期の無職者・失業者対策

【生きる支援関連施策】

庁内等ですすでに行われている多様な生きることを支える取り組み

2 評価指標の達成状況

(1) 評価区分

A	達成	目標値に達した
B	改善	目標値に達していないが改善傾向
C	不変	変わらない
D	悪化	悪化している
E	判定不能	判定困難（又は策定時になかった指標）

(2) 評価指標の達成状況

全体的な達成状況は、「A：目標値に達した」、「B：目標値に達していないが改善傾向」の割合が合わせて58%であり、「D：悪化している」は42%となっています。

また、施策別では、「基本施策（4）生きることの促進要因への支援」、「重点施策（3）壮年期の無職者・失業者対策」で悪化傾向の割合が高くなっています。

このような状況については、コロナ禍等の社会情勢による影響があったものと考えられ、特に「基本施策（4）生きることの促進要因への支援」のうち、居場所づくりや生きがいくりの活動支援に関する項目では、コロナ禍による生活制限等の影響を受けたものと考えられます。

表3-1 評価指標の達成状況

施策体系と主な指標		指標 項目数	評 価				
			A	B	C	D	E
基本 施策	(1) 地域におけるネットワークの強化 ・セーフコミュニティ推進懇談会 ・生涯健康づくり推進協議会	2	2				
	(2) 自殺対策を支える人材の育成 ・ゲートキーパー養成講座受講者数（累計） ・認知症サポーター養成講座受講者数（累計） 等	4	2	2			
	(3) 市民・企業等への啓発と周知 ・こころの健康講座実施回数 ・相談窓口がたくさんあることを知っている市民の割合 等	7	3	1		3	
	(4) 生きることの促進要因への支援 ・町内会加入率 ・地域子育て支援センター利用延数 等	4		1		3	
	(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進 ・SOSの出し方教育 ・「信頼できる大人に相談できる」と回答した児童生徒の割合	2	1			1	
重点 施策	(1) 高齢者対策 ・高齢者総合相談件数 ・地域いきいき教室 等	10	2	3		5	
	(2) 生活困窮者対策 ・生活困窮者自立支援事業の就労・増収率	1		1			
	(3) 壮年期の無職者・失業者対策 ・生活保護より自立した被保護者数	1				1	
合 計		31	10 32%	8 26%	0 0%	13 42%	0 0%

A：目標値に達した、B：目標値に達していないが改善傾向、C：変わらない、D：悪化している、E：判定不能（評価困難等）

3 自殺対策における今後の課題

市の自殺死亡率は、年々減少傾向にありましたが、令和2年は一時的に上昇しました。その背景には、新型コロナウイルス感染症拡大による社会活動の抑制や経済活動の縮小等から、社会との孤立、経済的な困窮等の「生きることの阻害要因」が増加したものと考えられます。

令和2年以降の自殺死亡率は再び減少傾向にありますが、これまでの推移から、自殺死亡率が低い次の年は高くなる傾向があるため、今後の動向に注意する必要性があり、いくつかの問題を複合的に抱えて自殺に追い込まれている背景があることから、生きることの包括的な支援を継続して推進していく必要があります。

このような状況から、本市における自殺対策の取り組みにおいては、関係機関における様々な支援と連携の上、生きることの包括的な支援として、追い込まれた状況の把握に努め、各施策の取り組みと課題に隔たりがないよう、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を図る必要があります。

第1次計画における評価指標項目の達成状況(一覧)

A：達成（目標値に達した）
B：改善（目標値に達していないが改善傾向）
C：不変（変わらない）
D：悪化（悪化している）
E：判定不能（評価困難・策定時になかった指標）

基本施策

施策体系	評価項目	現状値 (H29年度)	目標値 (R5年度)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	達成 状況
基本施策(1) 1	セーフコミュニティ 推進懇談会	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	A
基本施策(1) 2	生涯健康づくり推進協議会	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回 (書面報告)	年1回 (書面開催)	A
基本施策(2) 1	ゲートキーパー養成講座 受講者数(累計)	389人	689人	441人	558人	674人	730人	874人	A
基本施策(2) 2	市職員のゲートキーパー 養成講座受講者数	51人	全職員 受講	—	38人	74人	0人	119人	B
基本施策(2) 3	ゲートキーパー養成講座 アンケートで「理解でき た」と答えた人の割合	—	100%	94.7%	87.0%	97.9%	97.9%	99.1%	B
基本施策(2) 4	認知症サポーター養成講 座受講者数(累計)	8,582人	11,000人	9,159人	9,630人	9,952人	10,279人	10,532人	B
基本施策(3) 1	こころの健康講座実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	A
基本施策(3) 2	こころの健康講座アン ケートで「理解できた」と 答えた人の割合	—	100%	72.9%	89.7%	86.0%	85.0%	60.9%	D
基本施策(3) 3	「相談窓口ガイドブック を知っている」と答えた人 の割合	26.5%	50%	65.5%	56.8%	41.0%	57.4%	51.6%	A
基本施策(3) 4	「相談機関がたくさんあ ることを知っている」と答 えた人の割合	45.6%	60%	—	—	—	—	54.4%	B
基本施策(3) 5	「うつ病やうつ状態の症 状や対応について知って いる」と答えた人の割合	46.3%	55%	—	—	—	—	42.5%	D
基本施策(3) 6	「ゲートキーパーについ て知っている」と答えた人 の割合	H31年度 調査後 目標値設定	50%	—	34.3%	83.7%	87.5%	63.9%	A
基本施策(3) 7	「自分の話を聞いてくれ る人がいる」と答えた人の 割合	80.6%	95%	—	—	—	—	79.1%	D
基本施策(4) 1	町内会加入率	59.8%	62%	59.7%	59.5%	59.5%	60.0%	60.7%	B
基本施策(4) 2	図書館利用者数	62,300人	62,500人	63,263人	65,473人	55,099人	59,003人	60,267人	D
基本施策(4) 3	コミュニティセンター・ 市民交流プラザ利用者数 (3箇所合計)	304,801人	306,000人	310,876人 (4箇所合計)	305,179人 (4箇所合計)	221,980人 (4箇所合計)	205,994人 (4箇所合計)	232,907人 (4箇所合計)	D
基本施策(4) 4	地域子育て支援センター 利用数(延数)	18,764人	現状維持	22,437人	18,656人	8,032人	5,976人	6,404人	D
基本施策(5) 1	SOSの出し方教育	—	全中学校 で実施	—	6校	8校	3校	6校	A
基本施策(5) 2	「信頼できる大人に相談 できる」と答えた児童生徒 の割合	H31年度 調査後 目標値設定	70.0%	—	64.2%	64.7%	73.0%	62.0%	D

重点施策

施策体系	評価項目	現状値 (H29年度)	目標値 (R5年度)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	達成 状況
重点施策(1)①1	高齢者総合相談件数	1,648件	2,200件	1,303件	1,482件	1,466件	1,546件	1,402件	D
重点施策(1)①2	市民無料相談件数	463件	480件	514件	501件	492件	473件	525件	A
重点施策(1)②1	支え合い・助け合いの地域 づくり座談会実施町内会数	1 町内会	7 町内会	7 町内会	7 町内会	8 町内会	8 町内会	9 町内会	A
重点施策(1)②2	地域いきいき教室 (実施回数/参加者延数)	343回 /3,796人	350回 /5,100人	354回 /3,915人	322回 /3,469人	233回 /2,374人	211回 /2,064人	296回 /2,897人	D
重点施策(1)②3	いきいき体操 (実施回数/参加者延数)	—	430回 /8,700人	—	—	162回 /2,501人	220回 /3,509人	365回 /5,671人	B
重点施策(1)②4	老人クラブ会員数	1,634人	1,700人	1,413人	1,307人	1,186人	1,084人	970人	D
重点施策(1)③1	地域ケア圏域会議開催数	—	6 回	6 回	6 回	6 回	5 回	5 回	D
重点施策(1)③2	避難行動要支援者登録数	1,847人	2,700人	1,779人	1,688人	1,624人	1,557人	1,411人	D
重点施策(1)④1	高齢者あんしん見守り協 力隊登録数	167団体	220団体	181団体	179団体	188団体	216団体	237団体	A
重点施策(1)④2	徘徊高齢者等支援事業登 録者数	23人	60人	37人	30人	57人	31人	31人	B
重点施策(2)1	生活困窮者自立支援事業 の就労・増収率	47.0%	65.0%	71.0%	38.0%	64.0%	29.0%	57.0%	B
重点施策(3)1	生活保護より自立した被 保護者数	25人	30人	15人	20人	12人	18人	17人	D

第4章 自殺対策の基本方針

令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱を踏まえ、本市では以下の6つを「自殺対策の基本方針」として掲げ、取り組みを推進していきます。

1 生きることの包括的支援として推進

自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺リスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった取り組みをはじめ、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取り組みを総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進します。

2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。また、このような取り組みを包括的に実施するためには、様々な分野の施策、関係者や組織等が密接に連携する必要があります。

連携の効果を更に高めるため、様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれの自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、連動性を高めて総合的に対策を展開します。

3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」において総合的に推進していきます。

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において対策を推進します。

加えて「自殺の事前対応の更に前段階の取り組み」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進します。

4 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景はいまだ十分に理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含め

て、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、自殺を考えている人のサインに早くに気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいきます。

5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、行政、関係団体、民間団体、企業、そして市民一人ひとりが連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していくことが必要です。そのために、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

6 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

行政、関係機関、民間団体等の自殺対策に関わるものは、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組みます。

第5章

自殺対策における取り組み

1 施策体系

本市における自殺対策は、大きく3つの施策で構成しています。

地域で自殺対策を推進するうえで欠かすことのできない基盤的な取り組みである「基本施策」と、本市が抱える特有の課題に対応するために必要な取り組みである「重点施策」、さらに、多様な既存事業のうち、自殺対策と連携し、生きることの促進要因を増やすことにつながる「生きる支援関連施策」です。

基本施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 市民・企業等への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

重点施策

- (1) 高齢者対策
- (2) 生活困窮者対策
- (3) 勤務・経営問題対策

生きる支援関連施策

庁内等で既に行われている多様な生きることを支える取り組み

2 基本施策

本市が取り組む自殺対策を推進するための基本的な取り組み事項について、5つの基本施策として整理しました。

これらの施策それぞれを強力に、かつこれらを連動させて総合的に推進することで、本市における自殺対策の基盤を強化します。

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域等社会全般に深く関係していることから、庁内外（保健、医療、福祉、教育、労働、司法等）の関係機関で共通認識を持ち、連携・協力しながら総合的に推進していくために、引き続き関係機関における情報共有と適時適切な情報提供を行い、連携強化を図っていきます。

また、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワークと自殺対策との連携強化にも引き続き取り組んでいきます。

事業名・取り組み	内容	担当課/団体
自殺対策推進本部	庁内の関係部局が幅広く参画し、全庁的な体制の下、計画の策定に関することや進捗管理を行い、自殺対策を総合的に推進します。	健康増進課
セーフコミュニティ推進組織との連動	行政と各種機関、住民等の部門横断的な連携、協働により、すべての市民が安全で安心に暮らすことのできるまちを目指すセーフコミュニティ推進組織と連動し、自殺対策を官民一体となって総合的に推進します。	まちづくり支援課 健康増進課
生涯健康づくり推進協議会	市民、医療機関、関係団体、行政等が一体となり、生涯における健康づくりを積極的に推進します。自殺に関する現状及び課題について検討し、自殺対策を推進します。	健康増進課
要保護児童対策協議会	要保護児童等に関する情報や、適切な保護を図るために必要な情報交換を行うとともに協議し、支援を行います。	こども家庭センター

【評価指標】

評価項目	現状値	目標値
自殺対策推進本部会議	年1回	年1回以上
セーフコミュニティ推進懇談会	年1回	年1回
生涯健康づくり推進協議会	年1回	年1回

（２）自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取り組みです。

自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけて話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成します。

事業名・取り組み	内容	担当課/団体
ゲートキーパー養成講座	自殺の現状とうつ病について理解し、ゲートキーパーとして実践できる人材を育成します。 一般市民だけでなく、さまざまな分野において相談や支援等を行う各種職能団体や専門職従事者に対して、養成講座等を開催し、地域における対策の支え手を増やします。 また、窓口業務に対応する中で、自殺のリスクを抱えた市民に気づき、必要な支援につなぐ役割を担えるよう、市職員を対象とした講座を開催し、受講をすすめていきます。	健康増進課
傾聴ボランティアの活動支援	傾聴ボランティアとは、相手の話しに耳を傾け気持ちに寄り添う「傾聴」を中心に活動するボランティア団体です。 傾聴ボランティアが行う活動（傾聴サロン等）にあたり、市でも後方的な支援を行います。	健康増進課
保健協力員の育成支援	市民の健康保持増進や衛生意識の普及啓発等を図る保健協力員の活動を支援します。	健康増進課
民生委員・児童委員との協働	地域住民の福祉の増進を図ることを目的に、必要時適切な相談機関につなげます。	生活福祉課
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成し、見守り支え合える地域を目指します。	高齢介護課
地域福祉ほのぼのの交流事業	高齢者や障がい者、生活困窮者等が住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域の中で住民の支え手となるよう、早期に住民の変化に「気づき」対応することができる人材を育成します。	社会福祉協議会

【評価指標】

評価項目	現状値	目標値
ゲートキーパー養成講座受講者数（累計）	874人	1,200人
市職員のゲートキーパー養成講座受講率	51.8%	100%
ゲートキーパー養成講座実施後アンケートで「理解できた」と回答した人の割合	99.1%	100%
認知症サポーター養成講座受講者数（累計）	10,532人	13,600人

(3) 市民・企業等への啓発と周知

地域のネットワークを強化して相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、適切な支援につなげることができません。そのため、市民との様々な接点を活用して、相談機関等について引き続き情報発信していきます。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には「誰かに援助を求める」ことへの理解促進を通じて、自分の周りにもいるかもしれない自殺リスクを抱えた人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけて話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ見守っていくという役割等についての意識が共有されるよう、広く地域全体に向けた啓発も強化していきます。

事業名・取り組み	内容	担当課/団体
広報誌、ホームページ、SNS等による普及啓発	市民に対して自殺に関する正しい理解を促し、相談窓口を周知するために、幅広い世代を意識し、市広報誌やホームページ、SNS等のあらゆる媒体を通して、情報発信します。また、国、県、NPO法人等が実施するSNS等を活用した相談窓口を積極的に広報していきます。 自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)において、こころの健康に関する啓発活動を行います。	健康増進課
相談窓口ガイドブック	悩みを抱えた人が早めに相談先につながるよう、市内を中心とした各種相談窓口を掲載したガイドブックを作成・配布し、市民への周知を図ります。	健康増進課
こころの健康講座	こころの健康に関する正しい知識を普及し、自分なりのストレスの対処法や休息方法を見つけられるよう、市民に情報提供します。	健康増進課
健康教育	町内会や小学区単位で行う地域健康教室や、働き盛り世代を対象とした出前講座等による健康教育を実施し、心身の健康の保持増進のための正しい知識を普及啓発します。	健康増進課
子育て情報配信システム(とわだ子育てアプリ)	保護者が予防接種や乳幼児健診等の子育てに必要な情報を、スマートフォン等から簡単に取得できる子育て情報配信システムを活用し、安心して出産・子育てができる環境づくりを推進します。	こども家庭センター
ふるさと出前きらめき講座	市民が集まる場に、市の職員が講師として出向き、市政の現状や方向性等について、学習する場を提供します。 テーマの中に、「こころの健康づくり」も含まれています。	スポーツ・生涯学習課

事業名・取り組み	内容	担当課/団体
安全・安心なまちづくり総決起大会	いのちを守る運動月間（８月）に総決起大会を開催し、外因死予防に取り組む機運を高めるとともに、大会を通じてセーフコミュニティの理念である事故やけが予防の普及・啓発を図り、安全・安心なまちづくりを推進します。	まちづくり支援課
人権擁護の推進	人権擁護委員等との連携・協力により、小・中学校における人権教室やいじめ防止、街頭啓発活動等、市民への人権に対する普及啓発活動に努めます。	まちづくり支援課
精神保健福祉セミナー	地域での支え合いのあり方をともに考え、地域生活支援の推進を図ることを目的に、地域住民、当事者やその家族、ボランティア、民生委員、精神医療、保健、福祉に従事する人等を対象にしたセミナーを開催します。	地域活動支援センター アSENDハウス

【評価指標】

評価項目	現状値	目標値
「相談窓口ガイドブック」の認知度	51.6%	75.0%
こころの健康講座実施回数	年１回	年１回以上
こころの健康講座アンケートで「理解できた」と答えた人の割合	61.0%	90.0%

（４）生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回ったときです。そのため「生きることの阻害要因」を減らす取り組みだけでなく、「生きることの促進要因」を増やす取り組みも合わせて行い、自殺リスクを低下させる必要があります。

そのため、「生きることの促進要因」の強化につながり得る様々な取り組みとして、居場所づくりや生きがいづくり、自殺未遂者等への支援、自死遺族等への支援に関する対策を引き続き推進していきます。

①居場所づくりや生きがいづくりの活動支援

事業名・取り組み	内容	担当課/団体
妊産婦の安心子育てサポート事業	妊産婦が安心して出産・子育てできるよう、妊産婦の孤立感や育児負担の軽減を図るため、妊娠期から産後にかけて個別相談や親同士の交流等を支援します。	こども家庭センター
地域子育て支援センター	楽しい子育てができるように、保育士がサポートし、親子がくつろげる場を提供します。子育てや育児不安に一人で悩まないように支援していきます。	こども支援課
放課後児童健全育成事業	学校終了後の放課後等に、家庭に保護者がいない児童の居場所づくりとして、登録制による学童保育を行い、児童の健全育成に取り組みます。	こども支援課
生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業	ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもに対して、教育者OBや大学生による学習支援員が学習を支援することにより、子ども達の居場所づくりをします。	生活福祉課
夏休み子ども寺子屋	夏休み期間中、地域の集会所を利用し、地域の児童と大人を対象に、「児童の遊び・学びの場」と「大人の見守る・伝える場」を融合した身近な居場所づくりとして開催します。	社会福祉協議会
婚活支援事業	少子化対策を促進するため、出会いイベント等を行う民間団体等に対し、事業費の一部を補助します。また、結婚を希望する独身男女の出会いや結婚を応援するため、世話人の養成や独身男女のPR力を高める婚活セミナー等を開催します。	政策財政課
農業後継者対策	農業後継者の結婚対策を支援するため、情報の収集・提供、交流会等の出会いの場を設定します。	農業委員会
高齢者講座	高齢者が、健康的で充実した心豊かな人生を送るための学習と交流の場となることを目的とし、講話・軽スポーツ・野外学習等を行います。	スポーツ・生涯学習課

事業名・取り組み	内容	担当課/団体
町内会活動支援	同じ地域に住む人が、お互いに助け合い、住みよい地域づくりに向けて様々な活動をしています。	まちづくり支援課
図書館の環境整備	市民が利用しやすい場所として環境を整えます。	市民図書館
市内交流施設等の環境整備	市民が利用しやすい場所となるよう、各コミュニティセンターや市民交流プラザの環境を整えます。	まちづくり支援課
市民ふれあい農園	市民がレクリエーションの場として自家野菜や花等の栽培を通じて自然に触れ合い、生きがいづくりにつながるよう支援します。	農林畜産課

②自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

事業名・取り組み	内容	担当課/団体
健康相談・訪問支援	電話や来所による心身の健康相談に保健師等が対応し、支援します。 また家庭訪問による生活支援や精神的支援等を行います。	健康増進課
こころの相談事業	こころの問題を抱える人やその家族等に対し、適切な解決方法を見出せるように、精神科医や精神保健福祉士が相談に対応します。 必要時、自宅を訪問して支援する「アウトリーチ事業」を実施します。	健康増進課
全妊婦家庭訪問	妊娠期から相談しやすい関係づくりができるように、助産師等が全妊婦へ家庭訪問し、支援します。	こども家庭センター
乳児家庭全戸訪問	母子の健康面の支援と子育てに関する情報提供を行い、子育ての孤立化を防ぐため、新生児及び乳児がいる家庭を対象に訪問指導を行います。 エジンバラ産後うつスクリーニングの記入により、産後うつの早期発見・早期治療につなげ、育児支援します。	こども家庭センター

③自殺未遂者への支援

事業名・取り組み	内容	担当課/団体
上十三地域保健医療圏との連携	上十三地域精神救急医療システム連絡調整委員会や上十三地域自殺対策地域ネットワーク連絡会において地域の実情を把握し、自殺未遂者の精神的ケア及び生活支援等を関係機関と連携して行います。	上十三保健所 健康増進課

④自死遺族等への支援

事業名・取り組み	内容	担当課/団体
リーフレットの配布	遺族等の支援に必要な情報が届くよう、自死遺族向けリーフレット「大切なかたを亡くされたあなたへ」（県立精神保健福祉センター作成）を、警察署の協力を得て配布します。 相談先につながりやすいよう、死亡届出された全ての遺族に対してリーフレット「大切な人をなくされたあなたへ」を配布します。	健康増進課 市民課 県立精神保健福祉センター
「自死遺族のつどい」の案内	遺族等が集まり、自分の体験や思いを話せる場を提供する「自死遺族のつどい（県立精神保健福祉センター）」を、自死遺族からの相談があった際に案内するとともに、必要な市民に届くよう情報発信します。	健康増進課 県立精神保健福祉センター

【評価指標】

評価項目	現状値	目標値
町内会加入率	60.7%	62.0%
市民図書館利用者数	60,267人	62,500人
コミュニティセンター・市民交流プラザ利用者数（4箇所合計）	232,907人	306,000人
地域子育て支援センター利用数（延数）	6,404人	令和7年度設定
悩みを誰かに相談できる人の割合	79.1%	95.0%

(5) 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育の推進

児童生徒が、いのちの大切さについて学ぶことに加え、生活上の困難やストレスに直面した際に、その対処方法を身につけることができるよう、ＳＯＳの出し方に関する教育を推進します。

また、児童生徒が出したＳＯＳを周囲の大人が適切に受け止められるよう、対応の仕方について普及啓発していきます。

事業名・取り組み	内容	担当課/団体
ＳＯＳの出し方教育	児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難やストレスに直面したときの対処方法やＳＯＳの出し方を学ぶための教育を推進します。また、大人が子どもの出したＳＯＳを適切に受け止め、対応できるように支援していきます。	こども家庭センター 指導課
「いのちの大切さ」を伝える教育	小・中学生が、自分の心身の発達の変化について考えるとともに、生命の尊さについて学びます。この学習には、赤ちゃんふれあい体験事前学習も含まれます。	こども家庭センター
教育相談体制の充実	教育相談室、適応指導教室及び教育相談員の学校派遣により、教育相談体制の充実に努め、子どもの困難感に寄り添った支援をします。	指導課
いじめ防止対策推進事業	いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、子どもの健全育成に関係する機関で構成する協議会を開催します。また、教育委員会の諮問に応じ、いじめ問題の調査研究及びいじめ重大事態に係る審議会を開催します。	指導課
家庭教育への支援	子どもの育ちにおける家庭教育の重要性、また大人と子どもの関わりについて理解を深めることを目的として、児童・生徒・保護者及び教職員がともに学びあうための学習機会を提供します。	スポーツ・生涯学習課
人権擁護の推進（再掲）	人権擁護委員等との連携・協力により、小・中学校における人権教室やいじめ防止、街頭啓発活動等、市民への人権に対する普及啓発活動に努めます。	まちづくり支援課

【評価指標】

評価項目	現状値	目標値
ＳＯＳの出し方教育の実施校数	中学校６校	全小・中学校で実施
信頼できる大人に相談することを「できる」と回答した児童生徒の割合	62.0%	70.0%

3 重点施策

本市では、平成30年から令和4年の5年間で、71人（男性52人、女性19人）が自殺で亡くなっています。そのうち39人は60歳以上で、およそ5割が高齢者が占めています。

原因・動機別では、「健康問題」27人（38.0%）が最も多く、次いで「家庭問題」23人（32.4%）、「経済・生活問題」と「勤務問題」がそれぞれ12人（16.9%）の順で高くなっており、これらは人生の中で誰もが直面する可能性のある問題と言えます。

自殺総合対策推進センターで分析した「自殺実態プロファイル（2022）」においても、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営問題」に関わる取り組みが喫緊の課題とされており、これらを本市における重点施策として位置づけ、それぞれの課題や対象者に関わる様々な施策を結集させて、全庁一体的な取り組みとして対策を推進していきます。

（1）高齢者対策

高齢者は、配偶者や家族との死別・離別、身体疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱える可能性があります。そのため、高齢者の自殺対策については、これらの多様な背景や価値観に対応した支援や働きかけが必要になります。また、高齢者本人を対象にした取り組みのみならず、高齢者を支える家族や介護者等に対する支援も含めて、自殺対策の啓発と実践を強化していく必要があります。

このことから、行政サービス、民間事業者のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等の施策と連動した事業の展開を図り、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の促進等といったソーシャルキャピタル（地域の力・地域の絆）の醸成を図る施策を推進します。また、医療機関や関係機関と連携し、高齢者が心身の健康に不安を抱えたときに相談できる体制づくりを推進します。

①高齢者の健康不安に対する支援

事業名・取り組み	内容	担当課/団体
認知症地域支援・ケア向上事業	相談窓口の周知、認知症の状態に応じた医療・介護サービスの流れを示した認知症ケアパスの普及・啓発等、関係機関の連携強化等により地域における支援体制の構築を図ります。もの忘れ相談の実施により、認知症の早期発見・早期治療につなげ、認知症の人とその家族の不安や負担の軽減を図ります。	高齢介護課
後期高齢者医療制度の給付	入院等により医療費が高額になった場合に、限度額適用・標準負担減額認定証の交付、療養費・高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費の支援をします。	国保年金課

事業名・取り組み	内容	担当課/団体
日常生活自立支援事業	高齢や障がいにより日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方、または在宅で生活を予定している方に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書等の大切な書類の預かり等のお手伝いをします。	社会福祉協議会
高齢者健康体力維持支援事業	高齢者の健康寿命を延ばすことができるよう、健康と体力維持及び増進を目的に、ふれあいのあるスポーツ交流等の実施に対して支援します。	社会福祉協議会
福祉安心電話サービス事業	緊急時に不安がある高齢者等のお宅に、安心電話機を設置します。体調が悪くなった場合、緊急ボタンを押すと状況に合わせて対応することができます。相談ボタンを押すと十和田市社会福祉協議会へつながり、困りごと等を相談できます。また、付属の火災報知機が高温を感知すると消防署へ連絡します。	社会福祉協議会
各健康診査等の実施	がん検診を含む各健康診査を実施し、がんや生活習慣病の早期発見・早期治療につなげます。	健康増進課
健康相談・訪問支援（再掲）	電話や来所による心身の健康相談に保健師等が対応し、支援します。また家庭訪問による生活支援や精神的支援等を行います。	健康増進課

②社会参加の強化と孤立・孤独の予防

事業名・取り組み	内容	担当課/団体
介護予防把握事業	介護予防の支援が必要と認められる高齢者を把握し、必要時、基本チェックリストを活用しながら、介護予防事業等につなげ、社会参加の機会や地域での交流を通じて、生活機能を維持・向上するために実施します。	高齢介護課
介護予防普及啓発事業	おおむね65歳以上の一般高齢者を対象に、介護予防効果がある体操やレクリエーション等を実際に体験してもらうことで、介護予防の必要性について普及啓発を行い、また地域住民同士の交流を図る場を提供することで、支え合う地域づくりを目指します。	高齢介護課
地域介護予防活動支援事業	地域いきいき教室の開催や町内会ごとに地域の集会所等で実施する活動を支援します。	高齢介護課
老人クラブ事業	高齢者福祉の増進を図るため、社会奉仕活動や健康増進活動等を行う老人クラブ連合会や単位老人クラブに対し、活動費の一部を補助します。	高齢介護課

事業名・取り組み	内容	担当課/団体
とわだ生涯現役プロジェクト事業	地域における支え合い体制の基盤づくりを推進するため、高齢者を中心とした日常生活支援等を行う団体に、事業に係る経費の一部を補助します。	高齢介護課
生活支援体制整備事業	生活支援サービスの充実と共に、住民相互の助け合いや社会参加、居場所づくり等高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含め、生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを推進していきます。	高齢介護課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	前年度に医療機関受診歴、健診歴、介護サービス利用歴がない後期高齢者に対して家庭訪問をし、健康状態の確認及び健診受診勧奨を行います。 必要に応じて、関係課や在宅介護支援センター、地域包括支援センター等の関係機関を紹介し、支援の継続を依頼します。	国保年金課
お話しボランティア事業	一人暮らしの高齢者や障がい者等でお話や外出する機会の少ないかたへ、ボランティアを派遣し、寂しさ、悩みごとの解消を目指します。	社会福祉協議会
ふれあいいいききサロン	地域の高齢者とボランティアが、集会所やコミュニティセンター等を活用して気軽に集まり、企画・運営し、ふれあいを通じて楽しみながら「仲間づくり」「出会いの場づくり」を行います。	社会福祉協議会

③包括的な支援のための連携の推進

事業名・取り組み	内容	担当課/団体
総合相談・権利擁護	地域包括支援センターや高齢者総合支援室が、介護や認知症等の様々な相談に応じ、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を包括的・継続的に受けられるよう支援します。 また、介護保険関係者が連携した体制づくりを推進します。	高齢介護課

④地域における高齢者や介護者に対する支援

事業名・取り組み	内容	担当課/団体
介護予防・日常生活支援総合事業	高齢者の介護予防と自立支援を目的とし、その心身の状況、置かれている環境等の状況に応じて、介護予防・生活支援サービスや一般介護予防事業等も含め、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行います。	高齢介護課

事業名・取り組み	内容	担当課/団体
高齢者あんしん見守り協力隊登録制度	自分たちの生活・仕事の範囲内で、高齢者に関心を寄せ、声かけや見守り活動を行い、異変に気がついたときには必要な機関につなぐ活動を行う協力団体を募集し、登録します。	高齢介護課

【評価指標】

評価項目	現状値	目標値
高齢者総合相談件数	1,402人	1,600人
地域介護予防活動支援事業「地域いきいき教室」実施回数/参加者延数	296回/2,897人	315回/3,250人
介護予防普及啓発事業「いきいき体操」実施回数/参加者延数	365回/5,671人	370回/6,600人
老人クラブ会員数	970人	970人
高齢者あんしん見守り協力隊登録数	237団体	280団体

(2) 生活困窮者対策

生活困窮者は、その背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障がい、発達障がい、精神疾患、被災避難、多重債務、労働、介護等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて関係性の貧困があり、社会的に排除されやすい傾向があります。こうした課題を抱える生活困窮者は、自殺リスクが高いことを認識した上で、自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業等との連携を強化していきます。

事業名・取り組み	内容	担当課/団体
こころと暮らしの相談会	経済困窮、借金や詐欺等の消費者被害、地域社会からの孤立等が自殺へつながらないように関係機関が連携し、市民生活に関する深刻な問題の解決に向けて積極的な相談支援を実施します。	健康増進課
借金とこころの無料相談会	青森りんごの会（青森県多重債務被害等をなくす会）と共催し、弁護士や保健師がチームとなって相談会を開催し、こころのケアや生活再建に向けた様々な相談に対して支援します。	健康増進課 青森りんごの会
母子生活支援施設・助産施設措置事業	監護すべき児童の福祉に欠ける母子の自立促進を目的に、母子生活支援施設での保護を実施するほか、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産施設での助産を実施します。	こども家庭センター
生活保護相談	高齢や病気等によって、生活費や医療費に困り、ほかに取り得る方法がない時に、その困窮の程度に応じて保護を実施し、自立に向けた援助を行います。	生活福祉課
生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の段階において、生活困窮からの自立を図るために、相談者が抱える問題を把握し、一人ひとりの状態に応じ、関係機関・制度に適切につなぎ、就労支援等を行います。	生活福祉課
生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業（再掲）	ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもに対して、教育者OBや大学生による学習支援員が学習を支援することにより、子ども達の居場所づくりをします。	生活福祉課
市民無料相談（再掲）	行政相談、人権相談、法律相談、司法書士相談、不動産相談、くらしとお金の相談、交通事故相談、消費生活相談、「法テラス青森」による法律相談により、様々な悩みに応じます。	まちづくり支援課
市税等の納税・納入相談	やむを得ない理由により納税や水道利用料・医療費等の納入が困難な場合、生活状況を聞き取り、納入方法等の相談に応じます。必要時、関係機関と連携した支援を行います。	収納課、管理課、 国保年金課、 市立中央病院
たすけあい資金貸付事業	低所得世帯で不時の出費で生活困窮となった場合、一時的な生活援護資金の貸付をします。	社会福祉協議会

事業名・取り組み	内容	担当課/団体
生活福祉資金貸付事業	低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、就労に必要な技術習得のための資金、就学に必要な資金、被災により必要な資金、障がい者用の自動車購入資金等、一時的に必要な資金を低利または無利子で貸付をします。	社会福祉協議会
ふれあい相談所事業	日常生活上の悩みや心配事の相談に、ふれあい相談員が対応します。必要に応じて専門分野の相談につなげます。	社会福祉協議会
フードバンク・サポート事業	市内に在住する低所得者等が、緊急かつ一時的に食品等の確保に支障をきたしている場合、生活再建に向けた支援となるよう、食品等の現物給付を行います。	社会福祉協議会
青森しあわせネットワーク	社会福祉法人の社会貢献活動として、経済的援助や食糧等の提供、就労、社会参加活動の提供により、具体的に解決を図ります。	県社会福祉協議会

【評価指標】

評価項目	現状値	目標値
生活困窮者自立支援事業の就労・増収率	57.0%	65.0%
新規に生活保護を開始した被保護世帯数	115世帯	現状維持

（３）勤務・経営問題対策

勤務・経営対策は、労働環境の多様化に対応できるよう、職域や各事業所での対策に加え、行政や地域の業界団体の役割が重要であることから、地域での周知・啓発や職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。

事業名・取り組み	内容	担当課/団体
職場におけるメンタルヘルス対策の推進	商工会議所や労働基準協会等の関係機関を通じて、メンタルヘルスに関する情報提供を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。	健康増進課
地域産業保健センターとの連携	労働者50人未満の事業所に対する健康管理を担う地域産業保健センターと連携し、勤務・経営問題対策の取り組み推進について検討します。	健康増進課
労働・雇用問題等の相談、改善に関する情報の提供	関係機関と連携し、労働・雇用問題等の相談、改善に関する情報について、広報等による周知を図ります。	商工観光課
再就職に関する各種情報の提供	関係機関と連携し、求人情報や資格取得等、再就職へ向けた情報を提供します。	商工観光課

【評価指標】

評価項目	現状値	目標値
相談窓口ガイドブック等の配布事業所数	500件	500件
健康宣言※を実施している市内事業所数	127か所	190か所

※健康経営®に取り組むことを会社の内外に発信（宣言）し、協会けんぽと連携して社員や家族の健康の保持・増進のために計画的に取り組むこと（健康経営®：従業員の健康管理を経営的視点からとらえ、戦略的に実践する考え方）

4 生きる支援関連施策

自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であるとの視点から、庁内等における既存事業を「生きることを支える取り組み」と位置付け、全職員の自殺予防に対する意識を高め、より包括的・全庁的な自殺対策を推進していきます。

<庁内事業>

取組・事業名	内 容	担当課/団体	基本施策					重点施策		
			1	2	3	4	5	1	2	3
1 仕事と家庭の調和のための広報・啓発	男女共同参画の視点から「すべての人が輝くまち」づくりの啓発を行います。	総務課	*		*					
2 広報とわだ	市政情報を発信することにより、市民の市政への参画意識の向上を図ることを目的に月1回定期発行し、広報配布協力員、シルバー人材センター及び町内会により各世帯へ配布します。	総務課	*		*					
3 男女共同参画社会推進事業	男女共同参画社会に対する認識を深め、定着させることを目的に、公募した市民の編集委員によるゆっパルで市民への意識啓発活動を実施します。	総務課	*		*					
4 防災対策事業	自主防災組織の設立を支援するため、発電機、担架等の防災資機材の整備費を助成します。また、自主防災組織の強化を図るため、防災士の資格を持った防災リーダーを養成するための講座を開催します。	総務課	*							
5 婚活支援事業	出会い・結婚への支援として婚活イベント等の開催や新婚世帯への補助事業を実施します。	政策財政課	*			*				
6 住民税の申告	前年の所得や控除について市に申告するもので、申告内容は、住民税・国保税の税額、各種手当、行政サービスの負担額を計算する基礎になります。	税務課	*							
7 市民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税、入湯税、たばこ税	申告や評価額に基づき、それぞれ定められた税率・税額による税金を市民、企業等から納付していただきます。	税務課	*							
8 市税等の納税相談	納税が困難な場合、生活状況の聞き取りを行い、納税方法などの相談を実施しています。	収納課	*		*				*	
9 戸籍・住民票・印鑑登録の届出	戸籍（出生、婚姻、離婚、死亡など）や住所変更の届出、印鑑登録などの申請を受付し、各種証明書を発行します。	市民課	*							
10 住民基本台帳事務における支援措置	DV、ストーカー、児童虐待などの被害により住所変更した住民に対し、本人以外に住所を知られないよう住民票と戸籍の附票の発行制限を設けています。	市民課	*		*					
11 国民年金	老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、死亡一時金、寡婦年金が、受給資格を満たすと支給されます。	国保年金課	*		*				*	
12 国民年金保険料と免除制度	20歳から60歳まで40年間納めます。保険料は収入や年齢に関係なく一定です。全額または一部免除、納付猶予、学生納付特例、法定免除があります。	国保年金課	*		*				*	
13 国民健康保険加入・喪失の手続き	国保の加入（出生・職場の健康保険をやめたときなど）、やめるとき（死亡・職場の健康保険への加入したときなど）、転居や保険証をなくしたときなどは、窓口で手続きをします。	国保年金課	*		*					
14 国民健康保険の給付	保険給付は、年齢により2～3割の自己負担で受けることができます。医療費が高額になったときには高額療養費を、出産したとき（出産育児一時金）や亡くなったとき（葬祭費）にも申請により給付されます。	国保年金課	*		*				*	
15 国民健康保険税	低所得者や非自発的失業者に対する保険税の軽減措置があります。	国保年金課	*						*	
16 後期高齢者医療制度の資格取得・喪失の手続き	青森県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療資格の取得及び喪失の手続きをします。	国保年金課	*					*		
17 後期高齢者医療制度の給付	医療費は1割または2割（現役所得並のかたは3割）となります。医療費が高額になったときは高額療養費、高額介護合算療養費を、補装具を購入したときは療養費の支給をします。低所得者に対して、医療費の負担額が減額される限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。	国保年金課	*					*	*	

取組・事業名		内 容	担当課/団体	基本施策					重点施策		
				1	2	3	4	5	1	2	3
18	後期高齢者医療保険料	均等割額と所得割額の合計額を後期高齢者医療保険料として徴収します。納付方法として、特別徴収と普通徴収があります。低所得者に対する保険料の軽減措置があります。	国保年金課	*					*	*	
19	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	前年度に医療機関受診歴、健診歴、介護サービス利用歴がない後期高齢者に対して家庭訪問をし、健康状態の確認及び健診受診勧奨を行います。必要に応じて、関係課や在宅介護支援センター、地域包括支援センターなどの関係機関を紹介し、支援の継続を依頼します。	国保年金課	*					*		
20	事故や犯罪被害情報の提供	市民を事故や犯罪の被害から守るための情報提供を行い、事故や犯罪の被害に遭わない体制づくりを推進します。	まちづくり支援課	*			*				
21	パトロール活動の推進	地域と関係機関が連携したパトロール活動を展開し、子どもの安全確保に努めます。	まちづくり支援課	*			*				
22	町内会活動	同じ地域に住む人が、お互いに助け合い、住みよい地域づくりに向けて様々な活動をしています。市民の身近な生活環境を支えています。	まちづくり支援課	*	*		*				
23	コミュニティセンター等の管理	市民が利用しやすい居場所として、環境を整えます。	まちづくり支援課	*			*				
24	セーフコミュニティ	行政と各種機関、住民などとの部門横断的な連携、協働により、すべての市民が安全で安心に暮らすことのできるまちを目指します。	まちづくり支援課	*			*				
25	市民無料相談	行政相談、人権相談、法律相談、司法書士相談、不動産相談、くらしとお金の相談、交通事故相談、消費生活相談、「法テラス青森」による法律相談により、様々な悩みに応じています。	まちづくり支援課	*			*		*	*	*
26	人権擁護の推進	人権教育や人権啓発活動を推進し、人権に対する市民高揚を図るとともに、人権擁護体制の充実に努めることを目的として、人権擁護委員等との連携・協力により、小・中学校における人権教室や街頭啓発活動など、市民への人権に対する普及啓発活動を推進します。	まちづくり支援課	*		*	*	*	*	*	*
27	新たな広域的コミュニティ活動支援	地域の暮らしを支えるコミュニティの組織の立ち上げや人材の育成など基盤強化により、コミュニティ活動の活性化を図ることを目的として、概ね小学校区を単位とするコミュニティの組織化をサポートするとともに、地域づくりに必要な人材の育成に努めます。	まちづくり支援課	*	*		*				
28	セーフコミュニティ検討委員会・領域別対策部会	庁内の課長級で構成されている検討委員会、市民や幅広い関係機関・団体で構成されている領域別対策部会と連携し、官民一体となり自殺対策計画を推進します。	まちづくり支援課	*					*	*	*
29	セーフコミュニティ推進懇談会	市民や幅広い関係機関・団体で構成されているセーフコミュニティ推進懇談会を設置することで、広く地域のネットワークの参加を得、官民一体となった自殺対策計画を推進します。	まちづくり支援課	*							
30	安全・安心なまちづくり総決起大会	命を守る運動月間（8月）に合わせて総決起大会を開催し、外因死予防に取り組む機運を高めるとともに、大会をとおしてセーフコミュニティの理念である事故やけが予防の普及・啓発を図り、安全・安心なまちづくりを推進します。	まちづくり支援課	*		*					
31	多重債務者等経済生活再生支援	多重債務者の経済生活の再生を図るため、消費者信用生協を通じた貸金事業により、多重債務者の支援に努めます。	まちづくり支援課	*						*	*
32	犯罪被害等支援事業	犯罪等の被害にあった市民からの相談に応じ、支援に関する情報を提供するとともに、見舞金等を支給します。	まちづくり支援課	*			*				
33	市内在住外国人向けの情報提供	外国人住民が安心して生活し、活躍できる多文化共生社会の実現を目指し、多言語による生活関連情報発信します。	まちづくり支援課	*			*				
34	安全安心専門員の配置	安全安心専門員を配置し、交通安全対策や防犯対策等の行政事務の強化・充実を図り、もって安全・安心なまちづくりを推進します。	まちづくり支援課	*			*				
35	障害福祉サービス・障害児通所支援事業	障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を送れるよう、必要なサービスなどに係る給付や支援をしたり、日常生活の基本的な生活能力の向上に必要な訓練の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	生活福祉課	*			*				

取組・事業名		内 容	担当課/団体	基本施策					重点施策		
				1	2	3	4	5	1	2	3
36	障害者相談支援事業	総合的・専門的な相談支援を行うことで、障がい者やその家族の自立と社会参加を促進するために、各種福祉サービスの利用に係る情報提供、助言、指導等を委託により実施します。	生活福祉課	*			*				
37	地域活動支援センター機能強化事業	障がい者の地域生活における多様なニーズへの対応及び生活能力向上の支援を目的に、専門員を配置し、医療・福祉及び社会基盤との連携のための業務を委託し実施します。	生活福祉課	*			*				
38	避難行動要支援者支援事業	災害時の安否確認や平常時の見守り支援を円滑に行うことを目的に、避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意を得た上で、避難支援等関係者に情報提供します。また、避難支援を実施するために個別支援計画を作成します。	生活福祉課	*			*		*		
39	民生委員児童委員事業	高齢者の見守り及び災害時の安否確認、各種相談への支援や助言、小・中学校を訪問し児童虐待の実態把握等について、民生委員・児童委員を委託により実施します。	生活福祉課	*	*		*		*		
40	生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の段階において、生活困窮者からの自立を図るために、相談者が抱える問題を把握し、一人ひとりの状態に応じ、関係機関・制度への適切なつなぎ、就労支援などの支援を行います。	生活福祉課	*						*	
41	被保護者就労支援事業	生活保護受給者で稼働年齢層である者について就労支援プログラムに参加申込を行い、ハローワークと連携して就労・自立支援を行います。	生活福祉課	*			*			*	
42	生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業	ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもに対して、教育者ＯＢや大学生による学習支援員が、子どもが持ち込んだ教材に対して学習を支援します。	生活福祉課	*			*			*	
43	障害者手帳の交付（身体障害者、愛護、精神障害者保健福祉手帳）	一定の障害のある方への各種助成のため、身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付します。	生活福祉課	*			*				
44	医療費の助成	自立支援医療（育成医療）、自立支援医療（更生医療）、自立支援医療（精神通院医療）、重度心身障害者医療費助成制度により医療費の一部を公費で負担します。	生活福祉課	*			*				
45	各種手当	特別障害者手当、障害児福祉手当を重度の障害があるかたに支給します。また、保護者に万が一のことがあった場合、心身障害者扶養共済制度により年金を支給します。	生活福祉課	*			*				
46	補装具の交付、修理、日常生活用具の給付	身体上の障がいを補うための用具（義肢、装具、座位保持装置、補聴器、車椅子など）の購入、修理に要する費用を支給します。また、在宅で重度障がいのあるかたの生活の便宜を図るため、生活用具（ストーマ、盲人用時計など）を給付します。	生活福祉課	*			*				
47	意思疎通支援事業	手話通訳、要約筆記を必要とする方に、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。	生活福祉課	*			*				
48	各種助成	在宅で、重度障がいのあるかたの住環境の改修工事費を助成します。また、就労等の社会参加が見込まれる方に自動車運転免許取得・改造費の一部を助成します。	生活福祉課	*			*				
49	障がい者のしおり	障がいのある方が暮らしやすい生活を送れるよう、各種サービスの内容や利用の手続きについて紹介した「障がい者のしおり」を発行しています。	生活福祉課	*			*				
50	身体・知的障がい者相談員	身体障がい・知的障がいのある方及びその家族からの相談に応じ、必要な助言を行います。	生活福祉課	*			*				
51	養育医療給付事業	生後速やかに適切な処置を講じることが必要な未熟児に対し、諸機能を得るまでに必要な入院医療に係る費用の一部を支給します。	こども支援課	*			*				
52	地域子ども・子育て支援事業	ファミリーサポートセンターや地域子育て支援センターの開設、病児・病後児保育、延長保育、一時預かり、障害児保育、休日保育の実施など、子どもや保護者の置かれている環境に応じ、様々な施設・事業者から適切な子育て支援を総合的に受けることができる体制を整えています。	こども支援課	*			*				
53	放課後児童健全育成事業	就労などで保護者が家庭にいない児童を対象に、放課後や休校日における生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図ります。	こども支援課	*			*				
54	子ども医療費給付	18歳までの子どもの医療費（保険適用分の一部負担金）を無料とします。	こども支援課	*			*			*	

取組・事業名		内 容	担当課/団体	基本施策					重点施策		
				1	2	3	4	5	1	2	3
55	ひとり親家庭等医療費給付	医療機関で支払った一部負担金（18歳までの児童については保険適用分の一部負担金、父母等については1医療機関月額1,000円を超えた保険適用の一部負担金）を給付します。	こども支援課	*			*			*	
56	児童扶養手当	ひとり親家庭等の児童の福祉の増進を図ることを目的に、保護者へ児童扶養手当を支給します。	こども支援課	*			*			*	
57	特別児童扶養手当・障害児福祉手当の受付業務	障がい児と障がい児の養育者に対して、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の受付業務をし、県に申請します。	こども支援課	*			*				
58	保育・教育施設	地域の子育てを支援し、安定した施設運営を実施するために、保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園の保育及び教育に要する費用を支給します。	こども支援課	*			*				
59	ひとり親家庭に対する支援の充実	教育訓練講座や資格取得のために養成機関で修業する場合に給付金を支給するとともに、ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援会を開催します。	こども支援課	*			*				
60	児童手当	次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、中学校修了までの児童を持つ保護者に対し、児童手当を支給します。	こども支援課	*			*				
61	地域子育て支援センター	楽しい子育てができるように、保育士がサポートし、親子がくつろげる場を提供します。子育てや育児不安に一人で悩まないように支援していきます。	こども支援課	*			*				
62	子ども見守り支援事業	こども食堂を活用し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげます。	こども支援課	*			*				
63	母子健康手帳交付及び保健指導	早期の妊娠届出の勧奨に努め、母子健康手帳を交付し、母体の健康管理を図ります。	こども家庭センター	*			*				
64	妊産婦の安心子育てサポート事業	妊産婦が安心して出産、子育てできるよう、妊産婦の孤立感や育児不安の軽減を図るため、妊娠期から産後にかけて個別相談や親同士の交流等を支援します。	こども家庭センター	*			*				
65	全妊婦家庭訪問	妊娠期から相談しやすい関係づくりができるように、助産師等が全妊婦へ家庭訪問をします。	こども家庭センター	*			*				
66	妊産婦委託健康診査等	母子の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図ることを目的に実施します。県外での出産等については償還払いを行います。また、市外で妊婦健診を受診した場合には通院に係る費用の一部を助成します。	こども家庭センター	*			*				
67	産後ケア事業	母親の心身の回復と安定を促進するため助産師による専門的ケアを提供し支援します。	こども家庭センター	*			*				
68	乳児家庭全戸訪問	母子の健康面の支援と子育てに関する情報提供を行い、子育ての孤立化を防ぐため、新生児及び乳児がいる家庭を対象に訪問指導を行います。	こども家庭センター	*			*				
69	入院を要する乳児をもつ母親へのアクセス支援事業	県内の周産期母子医療センター（NICU）等に入院中の子の母親の負担軽減を目的に、面会等に係る交通費及び宿泊費を助成します。	こども家庭センター	*			*				
70	出産・子育て応援給付事業	妊娠・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、国の実施要綱に基づき、給付金を支給します。	こども家庭センター	*			*				
71	とわだ子育て応援ギフト事業	子育て世帯の育児や経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、乳児用おむつを一定数支給します。	こども家庭センター	*			*				
72	乳幼児健康診査	乳幼児の異常の早期発見・早期治療と健康の保持増進をすすめます。	こども家庭センター	*			*				
73	母子保健相談等	子どもの発達や、子育てについての悩みや不安について、健康相談を実施します。	こども家庭センター	*			*				
74	子どものこころの相談	学童から思春期の様々な問題を抱える対象者やその家族の不安や悩みについて相談を実施します。	こども家庭センター	*			*				
75	「いのちの大切さ」を伝える教育	小中学生が自分の心身の発達の変化について考え、生命の尊さについて学ぶための教育を実施します。この学習には、赤ちゃんふれあい体験事前学習も含まれます。	こども家庭センター	*			*				

取組・事業名		内 容	担当課/団体	基本施策					重点施策		
				1	2	3	4	5	1	2	3
76	児童等へのSOSの出し方教育	児童生徒を対象に、生活上の困難やストレスに直面した時の対処法やSOSの出し方について健康教育を実施します。	こども家庭センター	*				*			
77	子どもすこやか手帳の配布	子育て支援情報を総合的にまとめた子育てガイドブックを作成し、子育て支援の周知を図ります。	こども家庭センター	*		*					
78	子育て情報配信システム（とわだ子育てアプリ）	保護者が予防接種や乳幼児健診等の子育てに必要な情報をスマートフォン等から簡単に取得できる子育て情報配信システムを活用し、安心して出産・子育てができる環境づくりを推進します。	こども家庭センター	*		*	*				
79	絵本の読み聞かせの推進	絵本を通じて、親子のコミュニケーションの大切さを知らせ、家庭においても絵本の読み聞かせができるように働きかけます。	こども家庭センター	*							
80	家庭相談員の配置	家庭相談員による適切な指導・助言を行うとともに、関係機関と連携し児童虐待の未然防止、早期発見に努めます。	こども家庭センター	*			*				
81	子育て短期支援事業	保護者が疾病や育児疲れ等により、精神的に養育が困難になった時等、児童の養育が一時的に困難であると認められた場合、施設等に短期間児童を預けて、児童及び保護者等の支援を実施します。	こども家庭センター	*			*				
82	母子生活支援施設及び助産施設措置事業	監護すべき児童の福祉に欠ける母子の自立促進を目的に、母子生活支援施設での保護を実施するほか、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産施設での助産を実施します。	こども家庭センター	*			*			*	
83	要保護児童対策協議会	要保護児童等の早期発見や適切な保護並びに要保護児童等及びその保護者への適切な支援を図るため、必要な情報交換や支援内容の協議を行います。	こども家庭センター	*			*				
84	女性相談事業	要保護女子の相談を受け、適当な機関への案内や助言等の必要な支援を行い、DV対策を推進します。	こども家庭センター	*			*				
85	介護予防把握事業	介護予防上の支援が必要と認められる高齢者を把握し、必要時、基本チェックリストを活用しながら、介護予防事業等につなげ、社会参加の機会や地域での交流をすすめます。	高齢介護課	*			*		*		
86	介護予防普及啓発事業	おおむね65歳以上の一般高齢者を対象に、介護予防効果がある体操やレクリエーションなどを実際に体験してもらうことで、介護予防の必要性について普及啓発を行い、また地域住民同士の交流を図る場を提供することで、支え合う地域づくりを目指します。	高齢介護課	*			*		*		
87	地域介護予防活動支援事業	地域いきいき教室の開催や町内会毎に地域の集会所等で実施する活動を支援します。	高齢介護課	*			*		*		
88	総合相談・権利擁護	地域包括支援センターや高齢者総合支援室が介護や認知症等様々な相談に応じ、住民の健康の保持及び生活の安定のため必要な支援が、包括的・継続的に受けられるよう、支援を行います。また、介護保険関係者が連携した体制づくりを推進します。	高齢介護課	*					*		
89	認知症地域支援・ケア向上事業	相談窓口の周知、認知症の状態に応じた医療・介護サービスの流れを示した認知症ケアパスの普及・啓発など、関係機関の連携強化等により地域における支援体制の構築を図ります。もの忘れ相談の実施により、認知症の早期発見・早期治療につなげ、認知症の人とその家族の不安や負担の軽減を図ります。	高齢介護課	*					*		
90	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。	高齢介護課	*	*				*		
91	老人クラブ事業	老人福祉の増進を図るため、社会奉仕活動や健康増進活動等を行う老人クラブ連合会や単位老人クラブに対し、活動費の一部を補助します。	高齢介護課	*			*		*		
92	とわだ生涯現役プロジェクト事業	地域における支え合い体制の基盤づくりを推進するため、高齢者を中心とした日常生活支援等を行う団体に、事業に係る経費の一部を助成します。	高齢介護課	*			*		*		
93	高齢者あんしん見守り協力隊登録制度	自分たちの生活・仕事の範囲内で、高齢者に関心を寄せ、声かけや見守り活動を行い、異変に気がついたときには必要な機関につなぐ活動を行う協力団体を募集し、登録します。	高齢介護課	*					*		

取組・事業名		内 容	担当課/団体	基本施策					重点施策		
				1	2	3	4	5	1	2	3
94	生活支援体制整備事業	生活支援サービスの充実と共に、住民相互の助け合いや社会参加、居場所づくりなど高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを推進していきます。	高齢介護課	*					*		
95	介護予防・日常生活支援総合事業	高齢者の介護予防と自立支援を目的とし、その心身の状況、置かれている環境などの状況に応じて、介護予防・生活支援サービスや一般介護予防事業等も含め、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行います。	高齢介護課	*					*		
96	自殺対策推進本部	庁内の関係部局が幅広く参画し、行政全体として自殺対策を推進します。	健康増進課	*							
97	生涯健康づくり推進協議会	生涯における健康づくりを、市民、医療機関、関係団体、行政等が一体となり積極的に推進します。自殺に関する現状及び課題について検討し、自殺対策を推進します。	健康増進課	*							
98	地域医療推進懇談会	十和田市立中央病院を核にした保健、医療、福祉等の連携により、市民、医療関係者、行政等が一体となって地域医療の推進を図るため、懇談会等を開催します。	健康増進課	*							
99	健康とわだ21計画の推進	健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標に、健康増進計画を策定し、健康づくり対策を推進します。	健康増進課	*			*				
100	食育・地産地消推進計画の推進	十和田市の食材を楽しみながら、市民が元気に生活し、健康寿命を延ばすために、食育を推進します。	健康増進課	*			*				
101	各種がん検診・精密検査	がん検診受診の必要性や精密検査受診の重要性について普及啓発し、受けやすい体制整備を行います。	健康増進課	*			*				
102	がん患者医療用補整具購入費助成事業	がん治療による外見の変化を補う医療補整具の購入に要する経費の一部を助成し、がん患者の心理的・経済的負担を軽減することで、就労などの社会復帰を促します。	健康増進課	*			*				
103	特定健康診査・特定保健指導	自分の健康状態を知るために特定健康診査を受診し、特定保健指導を利用して生活習慣を改善できるよう、普及啓発・体制整備を行います。	健康増進課	*			*				
104	健康応援ポイント事業	利用者の歩数や健康状況の記録、健康講座への参加等をポイント化することができ、そのポイントを貯めることでデジタルギフト券が当たる抽選に参加できるものです。働き盛り世代の健康への意識を高めるとともに、生活習慣の予防を目指します。	健康増進課	*			*				
105	健康教育	健康に関する正しい知識を得ることにより自ら健康づくりに取り組めるよう、健康教育を実施します。	健康増進課	*		*	*				
106	健康相談	健康に関する不安や悩みに対して、面談や電話等により相談対応します。	健康増進課	*			*				
107	訪問指導	安心して在宅生活を過ごすことができるよう、保健師等が家庭訪問し、必要な支援を実施します。	健康増進課	*			*				
108	こころの相談事業	こころの問題を抱える人が、適切な解決方法を見出し、心身ともに健康な生活ができるよう、精神科医等と連携し、こころの健康に関する相談事業を実施します。	健康増進課	*			*		*	*	*
109	こころと暮らしの相談会	経済困窮、借金や詐欺などの消費者被害、地域社会からの孤立等が自殺へつながらないよう、関係機関が連携し、市民生活に関する深刻な問題の解決に向け、積極的な相談支援を実施します。	健康増進課	*			*		*	*	*
110	相談窓口ガイドブック	悩みを抱えた人が早めに相談先につながるよう、市内を中心とした各種相談窓口を掲載したガイドブックを作成・配布し、市民への周知を図ります。	健康増進課	*		*	*				
111	ゲートキーパー養成講座	自殺の現状とうつ病について理解し、ゲートキーパーとして実践できる人材を育成します。	健康増進課	*	*						
112	栄養改善事業	市民の健康増進及び生活習慣病予防のため、栄養や食生活の改善を図ります。	健康増進課	*			*				
113	休日当番医運営事業	休日における急病人発生時の診療のため、休日当番医制を実施します。	健康増進課	*			*				
114	地区組織活動の育成支援	保健協力員、食生活改善推進員の活動を育成・支援します。	健康増進課	*	*	*					
115	市民ふれあい農園	市民がレクリエーションの場として、自家野菜や花などの栽培を通じて自然に触れ合うとともに、高齢者の生きがいづくりを支援します。	農林畜産課	*			*		*		

取組・事業名		内 容	担当課/団体	基本施策					重点施策		
				1	2	3	4	5	1	2	3
116	高齢者等肉用牛導入事業	高齢者に肉用牛の飼養を促進することにより、高齢者の生きがいづくりと収入の確保を目的として実施しています。	農林畜産課	*					*		
117	労働・雇用問題等の相談、改善に関する情報の提供	関係機関と連携し、労働・雇用問題等の相談、改善に関する情報について広報等による周知を図ります。	商工観光課	*							*
118	再就職に関する各種情報の提供	関係機関と連携し、求人情報や資格取得等、再就職へ向けた情報を提供します。	商工観光課	*							*
119	高齢者就業機会確保事業	高齢者の臨時的・短期的な就業機会を確保し、就業を通じた生きがいの充実や社会参加を促進するため、シルバー人材センターが行う事業に対し補助します。	商工観光課	*					*		
120	市営住宅	住宅に困っている所得の低い方に対して、低額な家賃で、市が賃貸します。	都市整備建築課	*			*			*	
121	デマンド交通市民力支援事業	旧十和田湖町地域における生活交通を確保するため、主要なバス停留所と周辺集落を結ぶ公共交通空白地有償運送事業を実施するNPO法人十和田奥入瀬郷づくり大学に対し、運行に要する経費を補助します。	都市整備建築課	*							
122	生活交通路線・地域公共交通の維持対策事業	広域的・幹線的バス路線の維持のため、バス運行事業者の運営に対し補助します。また、大下内八斗沢・深持・切田・藤坂伝法寺地区の交通手段を確保するため、予約制乗合タクシーを運行している十和田市地域公共交通会議に対し、負担金を拠出します。	都市整備建築課	*							
123	水道料金等の徴収	使用水量に応じた水道料金・下水道使用料を徴収します。料金の支払いが困難な場合、納付相談を実施しています。	管理課	*			*			*	
124	十和田市立中央病院	「上十三地域保健医療圏」の中核病院であり、約10万人の医療人口を支えています。治療費のお支払いが困難な場合、納付相談を実施しています。	業務課	*			*			*	
125	学校施設整備事業	老朽化した学校施設を改築・改修し、教育環境の改善と安全確保の整備を図ります。	教育総務課	*							
126	就学援助事業	経済的理由により、子どもを就学させることが困難であると認められた家庭に対し、学用品・通学用品等の援助を行います。	教育総務課	*						*	
127	特別支援教育の充実	小・中学生を対象に、障がいに応じた特別支援教育を実施します。また、保護者の希望に応じ、可能な限り補助員配置による教育を推進します。	教育総務課	*			*				
128	就学奨励	特別支援学級に就学する児童生徒の家庭に、給食費や学用品費など、経費の一部を補助します。	教育総務課	*			*				
129	奨学金	経済的理由で、就学が困難な家庭に、学費の一部を貸与します。	教育総務課	*						*	
130	田中孝奨学生教育支援金	修学に係る経済的な負担の軽減を図るため、高等学校等に入学予定の中学3年生の保護者に対し、入学及び修学上必要な経費の一部給付します。	教育総務課	*						*	
131	教育相談体制の充実	教育相談室、適応指導教室及び教育相談員の学校派遣により、教育相談体制の充実に努めます。	指導課	*			*	*			
132	健康教育の充実	「健康教育（保健）」の事業内容を見直し、継続実施します。関係機関・団体との連携による指導の充実に努め、健康教育の充実に努めます。	指導課	*							
133	保育所（園）、幼稚園と小学校の連携	保育所（園）や幼稚園から小学校への円滑な移行のための連携強化を図ることで、小1プロブレムの未然防止に努めます。	指導課	*							
134	インターネットの適正利用の啓発	ネット上での誹謗中傷や人間関係のトラブルの未然防止、児童売春・児童ポルノ等の犯罪防止及び被害防止のために、正しくインターネットを利用し、情報モラルの習熟に向けた啓発事業を進めます。	指導課	*							
135	いじめ防止対策推進事業	いじめの防止等に係る各機関・団体間の連携を図るため、子どもの健全育成を図る関係機関で構成する協議会を開催します。また、教育委員会の諮問に応じ、いじめ問題の調査研究及びいじめ重大事態に係る審議会を開催します。	指導課	*				*			

取組・事業名		内 容	担当課/団体	基本施策					重点施策		
				1	2	3	4	5	1	2	3
136	学校施設開放	子どものスポーツ活動の場として、休日の学校施設を開放します。	スポーツ・生涯学習課	*			*				
137	放課後子ども総合プラン	子どもたちが分け隔てなく遊び、交流し、活動できる居場所づくりとして、放課後子ども教室と放課後クラブ（仲よし会）の連携強化を図ります。	スポーツ・生涯学習課	*			*				
138	地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進	青少年健全育成会・育成協議会・育成連絡会議等を開催し、各種関係機関との連携を強化し、地域における青少年健全育成活動の推進に努めます。	スポーツ・生涯学習課	*							
139	シニア大学	高齢者が、健康的で充実した心豊かな人生を送るための学習と交流の場となることを目的とし、講話・軽スポーツ・野外学習などを行います。	スポーツ・生涯学習課	*					*		
140	家庭教育への支援	子どもの育ちにおける家庭教育の重要性、また大人と子どもの関わりについて理解を深めることを目的として、児童・生徒、保護者及び教職員がともに学びあうための学習機会を提供します。	スポーツ・生涯学習課	*		*		*			
141	ふるさと出前きらめき講座	市民が集まる場に市の職員が講師として出向き、市政の現状や方向性等について、学習する場を提供します。	スポーツ・生涯学習課	*		*					
142	雇用・就業に関する各種情報の収集・提供	ビジネス支援コーナーを設置し、雇用・就業に関するビジネス書の充実を図ります。	市民図書館	*							*
143	図書館の管理	市民が利用しやすい居場所として環境を整えます。	市民図書館	*			*				
144	農業者年金	農業者年金は将来の年金受給に必要なお金を予め自分で積み立て、年金基金の運用実績により確定受給額が決まる拠出型年金です。年金相談などを通じて、それぞれの困りごとを把握しながら状況に応じて関係部署との連携を図り、必要な支援につなげます。	農業委員会	*							*
145	家族経営協定等の推進	農業に携わる家族全員で、経営方針の決定、就業条件の整備、生活面のルールや福利厚生関係の協定を決定することにより充実した農業経営を目指し、家族経営協定の普及と締結を促進します。家族間の結びつきを強め、お互いの見守りを行うことで、健全な家族経営を図ります。	農業委員会	*							*
146	農業後継者対策	農業後継者の結婚対策等を支援するため、スキルアップセミナーの開催や交流会等の出会いの場を設定するなど、多方面から支援していきます。	農業委員会	*			*				
147	十和田市地域福祉ほのぼの交流事業	住民参加による地域福祉活動を推進することにより、在宅の高齢者や障がい者、生活困窮者等が住み慣れた地域で安心して生活が送れるような地域福祉社会を構築するとともに、地域の中で高齢者等の支え手となり得る人材を育成します。	社会福祉協議会	*			*		*	*	
148	お話しボランティア事業	一人暮らしの高齢者や障がい者などでお話や外出する機会の少ない方へ、ボランティアを派遣し、寂しさや悩み事の解消を目指します。	社会福祉協議会	*			*		*		
149	日常生活自立支援事業	高齢や障がいにより日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方、または在宅で生活を予定している方に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどのお手伝いをします。	社会福祉協議会	*			*		*		
150	成年後見事業	高齢者や障がいのある方が、安心して日常生活を送れるように、成年後見制度の相談を行います。また、法人として法定後見人となり、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、身上配慮を中心とした日常生活支援を行います。	社会福祉協議会	*			*		*		
151	日常生活用具貸出事業	高齢者や障がいのある方へ「ギャッジベッド」「車いす」「シルバーカー」を貸し出すことにより日常生活の便宜と支援を図ります。	社会福祉協議会	*			*		*		
152	手話を学ぶ機会の提供事業	市民に対して手話を学ぶ機会を提供するために、手話講習会を開催します。また、市の委託事業として手話奉仕員養成講座を開催します。	社会福祉協議会	*			*				
153	高齢者健康体力維持支援事業	高齢者の健康寿命を延ばすことができるよう、健康と体力維持及び増進を目的に、ふれあいのあるスポーツ交流などの実施に対して支援します。	社会福祉協議会	*					*		

取組・事業名		内 容	担当課/団体	基本施策					重点施策		
				1	2	3	4	5	1	2	3
154	ふれあい・いきいきサロン事業	集会所等を活用して地域の高齢者とボランティアが気軽に集まり企画・運営し、ふれあいを通じて楽しみながら「仲間づくり」「出会いの場づくり」を行います。	社会福祉協議会	*					*		
155	福祉安心電話サービス事業	緊急時に不安がある高齢者などのお宅に、安心電話機を設置します。体調が悪くなった場合、緊急ボタンにより状況に合わせて対応することができます。相談ボタンを押すと十和田市社会福祉協議会へつながり、困りごとなどを相談出来ます。また、付属の火災報知機が高温を感知すると消防署へ連絡します。	社会福祉協議会	*					*		
156	ゆめ色フェスティバル事業	障がい者を有する市民、またそうでない市民も一堂に集い、芸能発表等の触れ合いをとおり、共にいきる喜びを味わい、相互の理解と友愛を深めて社会参加の促進と障がい者福祉の向上を図るために開催します。	社会福祉協議会	*		*	*				
157	ほんわかハート展事業	小・中学生・高校生を対象に、福祉に対する理解と関心を高めてもらうため、作文、ポエム、絵画、写真、書道を募集し、「ほんわかハート展」として実施します。	社会福祉協議会	*		*					
158	中学生ボランティアスクール事業	ボランティア活動を通じ、人の役に立つことの喜びや、助け合いながら生きることの大切さを学ぶため、障がい者疑似体験や施設でのボランティアなど、幅広い体験学習を実施します。	社会福祉協議会	*	*		*				
159	福祉教育推進事業	学校や地域へボランティア活動についての講話や車いす体験の実施などの講師派遣を行います。	社会福祉協議会	*							
160	夏休み子ども寺子屋事業	市内の小中学生を対象に夏休み期間中、地域の集会所を利用し、地域の児童と大人を対象に「児童の遊び・学びの場」と「大人の見守る・伝える場」を融合した身近な居場所づくりとして開催します。	社会福祉協議会	*			*	*			
161	ふれあい相談所事業	日常生活上の悩みや心配事の相談にふれあい相談員が対応します。必要に応じて専門分野の相談場所につなぎます。	社会福祉協議会	*			*		*	*	*
162	たすけあい資金貸付事業	低所得世帯で不時の出費などで生活困窮となった場合、一時的な生活支援資金の貸付をします。	社会福祉協議会	*						*	
163	生活福祉資金貸付事業	低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、就労に必要な技術習得のための資金、就学に必要な資金、被災により必要な資金、障がい者用の自動車購入資金など、一時的に必要な資金を低利または無利子で貸付をします。	社会福祉協議会	*					*	*	
164	フードバンク・サポート事業	市内に在住する低所得者等が、緊急かつ一時的に食品等の確保に支障をきたしている場合、生活再建に向けた支援となるよう、食品等の現物給付を行います。	社会福祉協議会	*						*	

＜民間団体関係＞

取組・事業名		内 容	団体名	基本施策					重点施策		
				1	2	3	4	5	1	2	3
1	こころの会	紙芝居を通して「こころの健康づくり」を市民のみなさんと一緒に考えて、うつ病への認識を持ち、予防に努め、少しでも自殺を減らして住み良い街になるよう活動していきます。	こころの会	*		*	*				
2	こころの広場「ルピナス」	こころの健康づくり、自殺予防のために、集まれる場の提供と傾聴によるこころの健康支援を行っています。 ●H22年度より月2回傾聴サロンの開設（傾聴活動の実施） ●自殺予防、傾聴に関する研修会等への参加 ●こころの健康づくり及び自殺予防の普及・啓発活動	こころの広場「ルピナス」	*		*	*				
3	こころのふれあいサロン「おあしす」	精神疾患を抱える人の社会的交流の場として月1回サロンを開催しています。誰もがホッとできる空間なので、気軽にお越しください。	駒の会	*		*	*				
4	おしゃべりサロン「クローバー」	月1回サロンを開催し、傾聴（心を傾けて聴くこと）を中心とした活動をしています。おしゃべりを通してコミュニケーションをしたい人、話し相手を求めている人は気軽にお越しください。	傾聴サロンとわだ	*	*	*	*				
5	大人のしゃべり場～繊細さん鈍感さんあつまれ！～	自分が気づいていない自分の素質を、楽しく話しながら、人との違いを楽しみ、生きやすい日々にしていきませんか？誰でもいいから話したい。一人で居たくない。気軽に相談したい。など、どんな方でも居心地よくいられる場所の提供をしています。ココロの充電場所として毎月1回開催中。	NPO法人スマイルラボ	*		*	*				
6	十和田市生活と健康を守る会	生活で困ったら、まずご連絡ください。制度の活用などについて一緒に考え、生活の立て直しのサポートを行います。常時対応します。	十和田市生活と健康を守る会	*		*	*			*	*
7	精神障がい者家族会「とわだ家族会」	精神疾患がある人を身内に抱える家族が月1回集まり、悩みを語り、互いに励まし合い、病気や制度などについて学びながら、家族が元気になる会です。	精神障がい者家族会「とわだ家族会」	*		*	*				

第6章 計画の推進体制

1 計画の周知

本計画を推進していくために、市民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、取り組みを行えるよう、市ホームページなどを活用し、本計画の市民への周知を行います。

2 推進体制

(1) 十和田市自殺対策推進本部

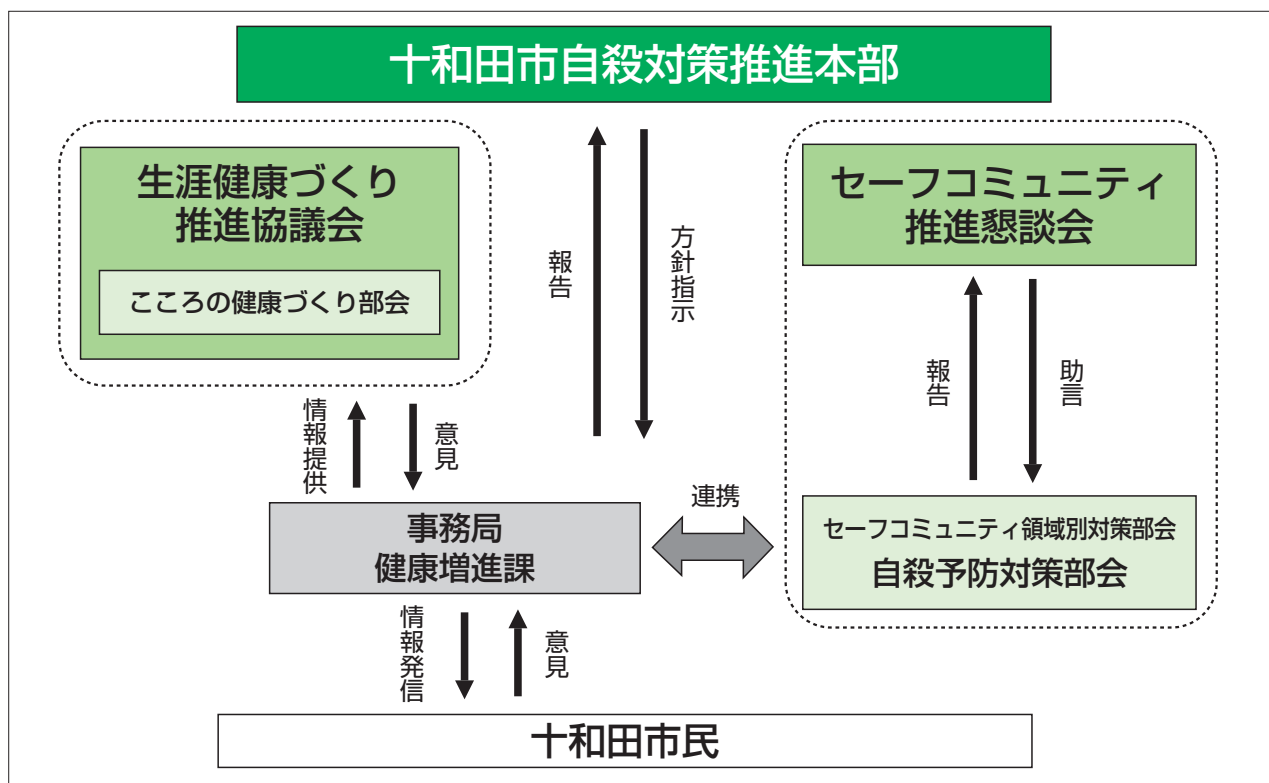
市長を本部長に、副市長、教育長及び部長級で構成する「十和田市自殺対策推進本部」を設置します。庁内の関係部局が幅広く参画し、全庁的な体制の下、計画の策定に関することや進捗管理を行い、自殺対策を総合的に推進します。

(2) 地域のネットワーク組織との連携

市民や幅広い関係機関・団体で構成されている「十和田市セーフコミュニティ推進懇談会」、「十和田市生涯健康づくり推進協議会」等と連携を図り、広く地域のネットワークの参加を得、官民一体となった自殺対策計画を推進します。

(3) 十和田市セーフコミュニティとの連動

本市が優先的に取組むべき課題に対して具体的な取組を行う実働チーム「セーフコミュニティ領域別対策部会」の一つである「自殺予防対策部会」と連携しながら、自殺対策に取り組めます。



3 進行管理

本計画の取組状況や目標値については、事務局である健康増進課にて把握し、計画の適切な進行管理に努めます。

〈資料〉

1 十和田市自殺対策推進本部設置要綱

（設置）

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、本市における自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、十和田市自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- （2）自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- （3）その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、庁議構成員（市長、副市長及び病院事業管理者を除く。）をもって充てる。

4 部長、中央病院事務局長及び教育部長（以下「部長等」という。）が不在のときは、部長等が指名する課長が代理する。

（本部長及び副本部長の職務）

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議の進行は、自殺対策推進所管部長が行う。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

（記録）

第6条 自殺対策推進所管課長は、会議の結果を記録し、保存しなければならない。

（庶務）

第7条 本部の庶務は、自殺対策推進所管課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月5日から施行する。

2 自殺対策基本法 (平成十八年法律第八十五号)

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援

助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなけ

ればならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の実情に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。